

総務常任委員会会議録			
日 時	令和7年 6月24日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説 明 員	総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松井委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「日本海沿岸の地震・津波被害想定の概要について」

○(総務)災害対策室北出主幹

令和7年6月3日に、北海道から公表されました日本海沿岸の地震・津波被害想定の小樽市の概要について御報告いたします。

今回の被害想定は、平成29年に北海道日本海沿岸の津波浸水想定で設定された日本海沿岸にある15の断層モデルで、北は稚内市の北側から南は秋田県の西側までの断層になります。

震度6強の揺れによる建物などの被害と最大津波高8.3メートルの津波による被害が特徴で、避難行動の違いによって人的被害の想定が大きく異なっています。

小樽市の被害想定の結果につきましては、発生する断層や時期、時間帯、早期避難率などによって大きく異なりますが、被害が最大になるものを御報告いたします。

建物被害では、F06D留萌沖の断層で、冬の夕方に地震が発生した場合、全壊棟数が920棟になります。

次に、死者が発生する三つの断層のうち、F01稚内市付近の断層で、夏の昼間に地震が発生し、直ちに避難を開始する人の割合が20%の場合、死者数が約870人となりますが、直ちに避難を開始する人の割合が70%の場合は、死者は発生しません。

次に、負傷者につきましては、F06Dの留萌沖の断層で、夏の昼間に地震が発生し、直ちに避難を開始する人の割合が20%の場合は約600人が負傷しますが、直ちに避難を開始する人の割合が70%の場合は200人に減少します。

次に、要救助者につきましては、F01稚内市付近の断層で、夏の昼間、または冬の夕方に地震が発生した場合における津波被害で、約1,400人が救助を要することになります。

次に、低体温症要対処者につきましては、F01稚内市付近の断層で、冬の夕方に地震が発生した場合、約820人が低体温症の対処が必要になります。

次に、避難者数につきましては、F06D留萌沖の断層で地震が発生した場合に最も多く、発生直後が約1万1,100人、2日後が7,900人などと公表されたところであります。

最後に、今後の本市の対応といたしましては、今回、新たに公表された被害想定に基づき、小樽市地域防災計画、小樽市業務継続計画と、それらに付随する各種計画を見直すなど、本市として必要な備えとして、各種防災・減災対策を進めてまいります。

○委員長

「次期「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」の策定について」

「次期「小樽市強靱化計画」(原案)について」

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

まず、次期小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 過疎計画の経過と次期計画について」ですが、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法が施行され、小樽市は、改めて過疎地域として指定され、令和3年に小樽市過疎地域持続的発展市町村計画、過疎計画を策定しております。

現計画は令和7年度までの計画期間で、過疎対策事業債の活用、国庫補助率のかさ上げなどの要件となっているため、今年度中に次期計画を策定する必要があります。

つきましては、国が示す過疎計画の作成例に、特段の変更点がないこと、また、引き続き第7次小樽市総合計画がベースとなることから、時点修正を中心とした最小限の変更とし、策定作業を進めたいと考えております。

なお、過疎法は令和13年3月31日までの期限とされていることから、次期計画の期間は令和8年度から令和12年度とするものです。

「2 策定の体制について」ですが、設置要綱により、庁内会議を設置し、策定作業を進めてまいります。

「3 スケジュールについて」ですが、本年7月をめどに素案を作成、8月に庁内会議で原案決定、第3回定例会で原案について報告、10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、北海道との協議案を決定。12月に北海道との協議を行い、第4回定例会で経過を報告。令和8年第1回定例会に議案を提出し、3月に計画策定を予定しております。

次に、次期小樽市強靱化計画（原案）について御報告いたします。

資料を御覧ください。

小樽市強靱化計画につきましては、令和2年11月に策定し、おおむね5年を計画推進期間としていたことから、時点修正を中心とした最小限の変更を行うこととし、次期計画の策定作業を進め、本年5月に庁内の策定会議において原案を作成したところです。

原案では、能登半島地震において、ライフラインや交通インフラへの甚大な被害が生じたこと、避難所の災害関連死が注目されたことを踏まえた記載やリスクシナリオ、カテゴリー分類の変更など、北海道強靱化計画に合わせた修正や、第7次小樽市総合計画中間見直しを反映したほか、時点修正等を行っております。

なお、主な修正点については、別データの参考資料で御確認をお願いいたします。

また、6月2日（月）から7月1日（火）の日程で、本計画（原案）についてパブリックコメントを実施しております。

今後は、パブリックコメントに対する意見も踏まえ、庁内の策定会議を経て計画を策定し、第3回定例会総務常任委員会に報告する予定です。

○委員長

「小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定のスケジュールについて」

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

それでは、小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定のスケジュールについて説明いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 今回の一部改定の目的」につきましては、既に第1回定例会で報告させていただいておりますが、まず、現計画に係る評価指標の振り返りを行うとともに、計画期間を3年間延長すること、また、現計画の計画期間内で発生した乗務員不足などの課題に関する記載を追記し、計画の施策に反映することを目的としております。

「2 一部改定に係る作業について」ですが、各種調査として、交通事業者等へのヒアリング、計画の評価指標に係るアンケート、計画の記載内容の更新に係るデータ収集などを実施します。

そして、計画の一部改定案の作成に当たっては、記載内容の更新とともに、計画の評価指標における目標値の達成状況の検証及び延長期間に係る目標値の更新を行います。また、これまでに実施した事業の取りまとめや施策の一部追記検討などを行います。

「3 今後のスケジュール」についてですが、まず、本日の委員会にて、一部改定に係るスケジュールを報告させていただき、10月までの期間で各種調査及び一部改定案の作成に充てたいと考えております。そして、11月、一部改定案を小樽市地域公共交通活性化協議会に提示、協議いただいた上で、第4回定例会で議会へ報告、令和8年3月までに国土交通省へ報告する予定としております。

なお、11月の協議会での協議において案の修正が必要となった場合は、改めて2月から3月の間に協議会を開催し、第1回定例会で議会へ報告する予定です。

○委員長

「「小樽市中長期財政収支計画」収支見込みの時点修正について」

○（財政）西本主幹

小樽市中長期財政収支計画収支見込みの時点修正について御報告いたします。

令和5年12月に策定しました小樽市中長期財政収支計画では、計画策定後10年間の収支見込みについて、毎年度、時点修正を行うこととしており、計画期間初年度である令和6年度におきましても、年度内の時点修正に向けた推計作業を進めておりました。

しかしながら、物価高が急速に進む中、市の歳出拡大の傾向が続いており、歳入動向も含め、その影響がどの程度広がるかなど、中長期的な推計に時間を要しておりますことから、令和6年度中の収支見込みの時点修正を見送ったところでございます。

そのため、収支見込みの時点修正につきましては、今年度に予定しております小樽市公共施設長寿命化計画の中間見直しなどに伴う新たな財政需要や歳入動向を改めて把握した上で、本年11月をめどに推計作業を進め、第4回定例会で報告し、公表してまいりたいと考えております。

○委員長

「公立高等学校配置計画案（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））について」

○（教育）学校教育支援室南主幹

公立高等学校配置計画案（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））について御報告いたします。

今月3日、北海道教育委員会が令和8年度から10年度までの公立高等学校配置計画案を公表いたしましたので、資料に沿って御説明いたします。

公立高等学校配置計画案（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））の概要を御覧ください。

この配置計画案の趣旨といたしましては、北海道教育委員会が高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本といたしまして、中卒者数の状況を踏まえ、学校・学科の配置や規模の適正化を図るため、令和8年度から10年度の計画案を策定するとともに、令和11年度から14年度までの見通しを示したものです。

記載の表につきましては、今回の配置計画案における令和8年度から10年度までの全日制課程の学級減について示したものであり、令和8年度は道内1校において1学級、令和9年度は道内2校において2学級、令和10年度は小樽桜陽高校の1学級を含む道内6校において、6学級減となることを示しております。

続きまして、本編の14ページを御覧ください。

この表には、後志学区の高校配置計画案が示されておりまして、表の上段には、後志学区内と小樽市の中学校卒業生数の推計が示されており、小樽市におきましては、令和8年度に前年比で32名の減となり、令和9年度に前年比で2名の増となりますが、令和10年度に前年比で59名の減となる見通しであることが示されております。

表の中段から下段には、令和7年度の各公立高校の欠員等の状況や、令和8年度から10年度までの学級数の増減

についての計画案が示されておりまして、先ほど御説明いたしました令和10年度に小樽桜陽高校が1学級減となることが示されているほか、令和11年度から14年度までの見通しとして、4年間で3～4学級に相当する中卒者の減少となることなどが示されております。

○委員長

「消防署オタモイ支署蘭島支所廃止の凍結について」

○（消防）総務課長

消防署オタモイ支署蘭島支所廃止の凍結について、お配りした資料に基づき御報告いたします。

「1 廃止の見送り及び凍結について」ですが、消防本部では、令和6年度末をもって消防署オタモイ支署蘭島支所を廃止する判断に至り、令和6年第2回定例会総務常任委員会で報告後、同年7月から9月までに住民説明会等を複数回開催し、蘭島町会、忍路町会、忍路土場町内会及び桃内町内会の皆様に廃止の判断に至った経緯や消防力の集約について説明してまいりました。

しかしながら、地域の皆様から火災や災害等の初動体制に不安があると御意見をいただいたことから、令和6年度末の廃止については見送りとし、令和7年5月及び6月に地域の皆様との意見交換会を開催し、蘭島支所廃止は当面の間、凍結することで了承をいただいたところでございます。

「2 住民説明会等の開催及び署名の受理」についてですが、これまで住民説明会等を10回開催したほか、令和7年1月27日に蘭島・忍路住民の会から、廃止に反対し存続を求める署名を受理しております。

「3 住民説明会等の説明内容」についてですが、令和6年第2回定例会総務常任委員会に提出した資料に基づき、住民説明会等と同じ内容を説明しております。

消防本部としては、今後も本市の消防力の適正な整備について、社会構造やインフラ整備状況などを踏まえながら検討を行い、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明を願います。

「議案第4号について」

○選挙管理委員会事務局次長

議案第4号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきまして説明申し上げます。

令和7年5月28日に成立した国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律により、投票所経費の基準額が改定されました。小樽市においては、同法の基準額に準じて選挙長等の報酬を支給していることから、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、条例の別表において定められている選挙長等の報酬額を、それぞれ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律において改正された額と同額に改定するものでございます。

なお、条例改正の施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第5号について」

「報告第1号について」

○（財政）市民税課長

まず、報告第1号小樽市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことを受けまして、4月1日から施行される関係分について、小樽市税条例の一部を改正し、3月31日付で専決処分させていただきました。

主な改正内容は3点ございます。

1点目は、軽自動車税について、道路運送車両法施行規則が改正され、125CC以下の二輪で、最高出力が4.0キ

ロワット以下のもの、新基準原付と呼ばれるものが第1種原動機付自転車と規定されたため、この条件を満たした車両に対する標準税率の区分を新設したものでございます。

2点目は、同じく軽自動車税について、種別割の減免申請の際に、運転者の運転免許証の提示が義務づけられているところ、従来の運転免許証に加え、免許情報記録、個人番号カード、マイナ免許証の提示も可能としたものでございます。

3点目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションにかかる固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類が提出された場合には、当該マンションの区分所有者からの申告がなくても、減額措置を適用することができるとしたものです。

このほか、引用条項の変更等、所要の改正を行っております。

続きまして、議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

これは、今御説明した専決処分をさせていただいた4月1日施行分以外の改正部分となっております。

主な改正内容は2点でございます。

1点目は、個人市民税について、所得割の納税義務者が生計を一にする19歳以上23歳未満の大学生世代の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、当該親族等の合計所得金額に応じた控除額を控除する特定親族特別控除を新設し、それに伴う規定の整備及び所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和8年1月1日となります。

2点目は、市のたばこ税につきまして、紙巻きたばこの本数に換算して課税する加熱式たばこの換算方法を見直して、令和8年4月1日から、売渡し等が行われる加熱式たばこの課税標準を引き上げるものでございます。

施行日は令和8年4月1日となります。

○委員長

「議案第12号について」

○（消防）澤本主幹

議案第12号工事請負変更契約について御説明いたします。

後志共同消防指令センター整備工事につきましては、令和6年第4回定例会において、後志共同消防指令センター整備事業として補正予算が可決されたものであります。

令和7年2月17日の入札により、日本電気株式会社北海道支社が整備工事を進めているところでありますが、公共工事設計労務単価の上昇により、工事費が増額したほか、消防署オタモイ支署蘭島支所に消防指令システム機器を設置することにより、契約の変更が必要となったものであります。

○委員長

「議案第16号について」

○（消防）警防課長

議案第16号動産の取得について、救助工作車Ⅱ型について御説明します。

救助工作車Ⅱ型は、令和6年10月6日、出勤途中に小樽市張碓町29番3付近の国道5号上において発生した交通事故により廃車となったことから、同車両を更新するものであり、株式会社二二商会と1億3,035万円で契約を締結するものです。

なお、納期については、令和8年3月25日となっております。

○委員長

「議案第19号について」

○（消防）総務課長

議案第19号損害賠償額の決定について御説明いたします。

令和6年10月6日に、小樽市張碓町29番3付近の国道5号上で発生した消防本部の救助工作車による道路設置物の損傷事故に係る損害賠償となります。

賠償額は防護柵及び標識の修理等に要した228万8,000円、賠償先は北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所であります。

なお、このほかにも道路設置物である照明設備等の賠償が必要であり、これらの修理は6月末までに完了を予定していることから、賠償額の算定後となる令和7年第3回定例会に議案の提出を予定しております。

○委員長

「議案第21号について」

○松井委員

提出者を代表して、議案第21号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

間もなく広島と長崎への原爆投下から80年の節目の日を迎えます。ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の皆さんが、生きているうちに核兵器をなくしてほしいと世界に核兵器の恐ろしさを伝え、核兵器廃絶に向けた運動を広げる中、日本の政府は米国の核戦力に依存する姿勢を取り続けています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

本条例案は、港湾管理者として、非核証明書の提出がない艦船には港湾施設を利用させないよう、条例で定めるものです。

小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

以上、皆さんの賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、自民党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

○白川委員

◎日本海沿岸の地震・津波被害想定の概要について

まず、日本海沿岸の地震・津波被害想定 of 概要についてお伺いいたします。

6月3日に北海道で公表されました日本海沿岸の地震・津波被害想定について、新聞でも大きく紙面を割いて報道されていまして、本市での被害想定の結果は、報告にあったとおり、被害が最大となるもので、建物被害で全壊が920棟想定、人的被害では約870名想定で、避難者は約1万1,000名想定とのことで、大変深刻な問題であると受け止めております。

北海道の公表を受けて、この被害想定について、これまで想定していた内容から、どのような見直しがされたのか、御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

6月3日の公表を受け、津波による被害が加えられたことにより、留萌沖の断層被害で想定避難者数が現在の倍となる1万1,000人となったことや、建物全壊棟数が現在の約6倍となる920棟となるなどの見直しが行われたところであります。

○白川委員

この地震被害想定に津波被害想定が加わったことで、被害想定が拡大するものとするのが妥当と思う中で、上水道断水人口は見直し前が2万804人で、見直し後が8,400人と、被害想定が減っているのはどういったことからなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今回の被害想定では、津波浸水、停電、揺れによる影響を考慮し、施設被害による断水人口と管路被害による断水人口等が加味された被害想定になっており、北海道によると、被害想定算出の精度が上がったことにより、管路被害箇所数が減少したことが上水道断水人口の減少につながったものと伺っております。

○白川委員

より正確な計算ができる形になったということで理解できました。

津波による被害想定が加えられたことについて、建物被害で全壊が156棟から920棟に見直されたことから、この津波浸水想定区域が大きく変わる印象があるのですけれども、どうなっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今回の被害想定では、地震の揺れによる被害に津波による被害が加わったものであり、津波浸水想定区域に変更はありません。

○白川委員

ちなみになのですが、この津波浸水想定区域が変わらないのに建物被害が大きく増える関係性という部分で、もう少し詳しく聞きたいのですが、御説明いただけますか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今までは揺れによる部分が想定の中に入っていたのですが、今回は津波の浸水の部分の被害想定が加わったという形になります。

○白川委員

次に、そうすると、今年3月に防災マップが配布されたと思います。今回の被害想定が見直されたことから内容も変更になるものなのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室北出主幹

平成29年に北海道で公表された津波浸水想定区域に変更がないため、防災マップにつきましては変更予定はありません。

○白川委員

ちなみになのですが、今回公表された被害想定に基づいて、小樽市地域防災計画とか小樽市業務継続計画、小樽市強靱化計画等に付随する各計画も見直しを行うという予定だったと思うのです。見直しが必要となった計画は一体幾つぐらいあるのかと、あと、今後どういうスケジュール感で進められていくか、もし分かればお聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今、見直しをそれぞれかけているところでありまして、小樽市地域防災計画と小樽市業務継続計画、あと小樽市強靱化計画の被害想定が昔のものになっていますので変更する予定にはなっております。そういう形の部分とか、備蓄の部分の見直しも必要ではないかという形で考えております。まだほかにあるかと思いますが、一応、主立ったところはそういうところの見直しを考えております。

スケジュールにつきましては、ボリューム的に結構ありますので、年度の中で対応できるものは対処していきたいという形で考えております。

○白川委員

次に、見直し後の被害想定で、F06Dの留萌沖の断層で冬の夕方に地震が発生し、直ちに避難20%で死者数が540人で、直ちに避難70%で死者数がゼロ人に抑えられるという試算が出たと思うのです。この直ちに避難というのは、地震の発生からどのぐらいまでの時間が直ちになるのかというところが疑問に思いました。文字どおりすぐという部分で考えれば、越したことはないと思うのですけれども、地震が発生してから津波が到達するまで約20分かかるといふ部分があることから、約20分と解釈される可能性が考えられると思うのです。

直ちにの考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

直ちにの解釈ですが、夏の昼において、地震発生から家を出るまでに5分、夜間の場合には、着替えるための時間をプラスして10分、さらに冬の場合には、防寒着を着用するための時間をプラスして12分と仮定して設定されています。

○白川委員

次に、避難生活者数については、現行と見直し後で約2倍の人数となっていると思いますが、避難所での備蓄品や資材、そして備蓄倉庫の確保に対して見えている課題とどのような対策を取っていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

避難者数が現行の約2倍になったことにより、備蓄食糧や携帯トイレなど備蓄品が不足していることから、備蓄計画の見直しや新たな事業者との協定の締結など対策を行ってまいりたいと考えております。

○白川委員

次に、避難情報を住民等へ周知するために種々伝達方法があると思いますけれども、小樽市地域防災計画には、平時及び災害時においても迅速・円滑に情報が伝達できるよう、可能な限り伝達手段の多重化に努めるものとすると思っております。その中で、ほかの議員からも以前質問があったのですが、防災行政無線についてお伺いしたいと思います。

まず、確認なのですが、本市で使用している現行の防災行政無線は整備の検討から運用開始までどのくらいの時間を要したのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の防災行政無線（同報系）につきましては、平成28年度予算に基づき基本設計を開始し、令和2年4月に運用を開始いたしましたので、検討開始から運用開始まで4年程度の期間を要しているものと考えております。

○白川委員

次に、防災行政無線にMC A無線サービスを導入した決め手となったのは、どういう点でしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

防災行政無線にMC A無線サービスを導入した決め手となったものは、市内の各所に配置する屋外拡声子局への電波伝搬、電波の伝わり方の状況と、設備設置のためのコストを勘案したものと承知しております。

○白川委員

次に、現行の防災行政無線について、令和元年から令和2年までのイニシャルコストと、あと令和3年から令和6年までのランニングコストについてお示しいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

現行の防災行政無線について、イニシャルコストは約3億円、ランニングコストは年間約650万円となっております。

○白川委員

この約3億円というのが、現行の中で一番安く導入できた金額ということで分かりました。

次に、令和5年11月にMCA無線サービス終了の告知がございました。

大きな災害が発生した際は、迅速に関係機関と連携を図って発信して、住民等に命を守る行動を取ってもらうための重要な手段の一つでもある防災行政無線なのですけれども、本市では、このサービス終了の告知についてのタイミングで把握していたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市では、このサービス終了の告知について、令和5年6月頃には一般財団法人移動無線センターより、内々に連絡を受けておりました。

○白川委員

内々に連絡を受けていた段階から、もう次の行動に移されたということによろしいですね。

そうすると、今、後継の設備への整備方針をいつまでに決定する必要があると、動かれているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和11年5月末にはMCA無線サービスが終了することから、本年度中に、本市としての整備方針を決定したいと考えております。

○白川委員

先ほどの整備検討から運用開始まで4年程度費やしたことを考えたら、逆算すると、今年度に決めるのがリミットと理解できました。

次に、防災行政無線を調べるという中で、MCA同報無線と、防災行政無線は別物とされるとお見かけしたのですけれども、この点について御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市が整備いたしました小樽市防災行政無線（同報系）は、消防庁が定義する防災行政無線等の中で、MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システムに区分され、いわゆる60メガヘルツ帯の無線波を使用する市町村防災行政無線（同報系）とは別の種類に区分されております。

○白川委員

また、ちなみに、一般的な防災行政無線も、先ほどおっしゃられたように60メガヘルツ帯と、あと260メガヘルツ帯とあるようなのですけれども、これについても違いを説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

防災行政無線等には、使用する無線波の周波数帯に応じて60メガヘルツ帯、260メガヘルツ帯などがあり、それぞれの周波数帯の特性や基地局の設置の仕方により特性がありますが、60メガヘルツ帯については、市町村防災行政無線（同報系）と呼ばれる最も一般的な形式で、市町村庁舎と地域住民を結ぶ無線網で、地域住民に一斉伝達が可能ですが、基地局等を整備する経費がかかります。

これに対して、260メガヘルツ帯を使用するシステムは、市町村等デジタル移動通信システムを活用した同報系システムと呼ばれ、市町村が設置した基地局と車両等に設置した移動局等を同報系利用するもので、電波の同時利用に制限がありますが、経費は比較的抑制できる等の特性があると聞いております。

○白川委員

今の御説明を聞くと、何か260メガヘルツ帯のほうが優位性があるような印象を持つてしまうのですけれども、多分自治体で環境も違うでしょうから、一概には言えないかと思うのですけれども、違いについては分かりました。

次に、MCA無線サービスが終了するに当たって、既存の防災行政無線等への切替えが必要と考えるのですけれ

ども、もし、この防災行政無線と同等の機能を果たせる設備等があるのであれば、こういったものがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

MC A無線サービス終了後の既存の防災行政無線等の切替えにつきましては、手法上の選択肢は複数あるものと認識しておりますが、現時点では部内で検討中であり、まだお答えできる段階にはないものと考えております。

○白川委員

検討を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

新しいサービスを導入するとなれば、これまで課題であった点を解消するタイミングにもなるかと思うのですが、これまでMC A無線サービスを使用してきた中で、課題と感じた点があれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

現状の本市の防災行政無線（同報系）の課題としては、屋外スピーカーからの音声聞き取りづらいなどの課題があると認識しておりますが、その課題の解消のためには、さらに莫大のイニシャルコストが必要となることが予想されるため、今回のMC A無線サービス終了の既存の防災行政無線等への切替えのタイミングで、それらの課題を解決するかにつきましては、慎重に検討すべき内容と考えております。

○白川委員

続いて、MC A同報無線を使用する上で、同報系の屋外拡声子局をはじめ、いろいろな設備があるかと思うのですが、このMC A無線サービスが終了すると、現設備では使えなくなってしまうものがあつたりするのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

MC A無線サービスが終了後、現設備で使えなくなる設備につきましては、MC A無線用の通信ユニットは使用できなくなるものと思いますが、それ以外のアンプやスピーカーなどの大部分は使用する方向で検討いたしたいと考えております。

○白川委員

核となる部分だけが使えなくなるということで、理解できました。引き続き、今ある設備を活用できる可能性があつて、廃棄の心配がないということだったので安心いたしました。

次に、MC A無線サービスの終了とはなっておりますが、これをきっかけとして、今後の防災行政無線の整備で本市の防災力が維持、向上していただけることを望むのですけれども、今後についての考えをお伺いいたします。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市といたしましても、MC A無線サービスの終了後の防災行政無線の整備で、本市の防災力を維持、強化いたしたいと考えておりますが、機能の強化等にはさらなるイニシャルコストがかかるであろうことから、それらも踏まえて検討いたしたいと考えております。

○白川委員

確かに費用がかかる部分があるかと思えます。その中で、どこまでいいものができるかというのは検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、津波・地震からの災害については、被害が甚大であればあるほど、自らの身の安全は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守るという自助・共助の考え方が非常に大事であるのかと考えます。そして、復旧、復興に大きな原動力の一つとなるのが、災害ボランティアの存在であると思うのです。

昨年11月に、災害ボランティア講座を受けてきまして、そこで初めて受援力という言葉を目にしました。困って

いる人を手助けしたい、支えたり、人の役に立ちたいと思っている人たちの力をきちんと借りることができる、受け入れることができる受援力というものが大事であるということをおっしゃられていました。

この受援力について、実際に災害ボランティアをされた方が外部の支援を生かせるかどうか、ふだんどこまで地域の力を掘り起こしておけたかで決まるという言葉がとても印象的だったのです。

市として、この受援力という点について災害ボランティアを受け入れる体制をどう築いていくか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の災害ボランティアセンターの開設、運営は、小樽市社会福祉協議会にお願いすることで考えておりますが、引き続き同協議会との連携を強化するとともに、各種の研修や訓練の場で知識や経験を積み重ねていくことが必要と考えております。

○白川委員

ぜひとも小樽市社会福祉協議会と連携して練習と訓練をしていただくよう、よろしく願いいたします。

◎投票環境の整備について

次に、投票環境の整備についてお伺いしたいと思います。

今回、投票所の変更の報告がありましたが、変更となった経緯について改めてお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

今回、第25投票区の旧堺小学校投票所と第31投票区の龍徳保育園投票所がなくなることになりますが、まず、第25投票区の旧堺小学校投票所についてですが、昨年度末で用途廃止となりまして、今後、投票所として使えなくなりました。代替となる施設もなかったことから、この投票区を廃止して周辺の投票区に分散統合いたしました。

次に、第31投票区の龍徳保育園ですが、施設都合により、今後、投票所として使用できなくなり、代替地についても検討いたしました。投票所としての使用を許可いただける施設がなく、こちらも投票区を廃止して、周辺の投票区に分散統合いたしました。

これにより、これら二つの投票所がなくなったものでございます。

○白川委員

第25投票区の投票所である旧堺小学校については、今、お答えがあったように、令和6年度末で用途廃止されたことに伴って、今後、投票所として使用することができないということでした。

この用途廃止の決定はいつ頃だったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

旧堺小学校は、かつて小樽市立高等看護学院や小樽市事業内職業訓練センターとして使用されており、最後に堺小学校記念室及び地域活動室として使用されていた部分は、令和6年11月に小樽市シルバー人材センターが旧天神小学校に移転したタイミングで使用を終了したものでございます。先ほど言いましたが、事務手続的には令和7年3月31日付で用途廃止されたものでございます。

○白川委員

実際は、11月ぐらいでもう使えなくなるという話があったということですね。

次に、第25投票区内での代替の投票所について検討はしたけれども、区域内にある幾つかの町内会館等は、投票所として使用するには立地場所や規模、あと駐車スペース等の問題があること、また区域の周辺には複数の投票所があることなどから、第25投票区を分割し、周辺の投票区への編入したということだったのですけれども、この問題とされた立地場所とか規模、駐車スペース、その他条件がどういった形であれば代替施設として採用されたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

代替施設でございますけれども、まず、投票所として、投票の秘密が十分守られるような施設であるか。開設できるような十分なスペースがあるか、ある程度の駐車場があるか。また、バリアフリーの面からも1階に投票所を開設できるか、段差については簡易スロープ等で対応ができるか。また、従事者の休憩スペースがあるかなどが条件になろうかと思えます。

○白川委員

今、お答えいただいた項目についてお聞きしたかったのですけれども、ちなみに、バリアフリーで1階が望ましいということだったのですが、そこに行くまでエレベーター等で行けたら、例えば2階、3階とかでも問題ないという解釈でよろしかったですか。

○選挙管理委員会事務局次長

今、運用している投票所の中で、例えば小樽市いなきたコミュニティセンター等は上の階にはなるのですが、その階にエレベーター等でバリアフリーの状態で投票所に行けるという現状がございますので、必ず1階でなければならないといったことではないのですが、そういったエレベーター等がなければ、1階の設置が望ましいということでございます。

○白川委員

次に、今年の第1回定例会で投票環境の整備について伺ったのですけれども、その中で、今後の投票環境整備の進め方については、現在、当日の投票所は市内に45か所あって、できる限りこの投票所数を維持していくことが市民サービスの維持につながるものと考えておりますと。投票所を維持することが困難となる地域があった場合には、その地域の事情を考慮しながら、代替となる方策を進めていかなければならないものと考えておりますといった御答弁から僅か3か月後、投票所が2か所なくなるということで、あらっと思ってしまったのですけれども、そうなるまでも代替施設に向けて尽力されてきたのだということは理解しているところで。

現在、当日投票所が43か所となりましたけれども、2か所なくなったことで、費用面ではどのぐらいの削減が見込まれるのか、お示しいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

費用面でございますが、昨年の衆議院選挙との比較になります、人件費、それから施設の使用料などで、30万円程度の削減となります。このほか、投票所の資材の運搬費などがございますが、投票所ごとの費用の算出は困難になってございます。

○白川委員

ざっくり30万円ということで、理解いたしました。

ちなみになののですけれども、今後、投票所が増えない限り、この費用はずっとかからないという認識で問題ないですか。

○選挙管理委員会事務局次長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○白川委員

また今後、用途廃止や施設側の都合等で使用できなくなる予定や使用できなくなるおそれがある当日投票所はあったりするのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今後において、現在の投票所が使用できなくなるという話は聞いてございません。

○白川委員

次の選挙が7月の参議院議員選挙になると思うのですけれども、この参議院議員選挙に向けて市民サービスを維

持するために何か取り組まれたことがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会といたしましては、できるだけ現状の投票所数を維持することで市民サービスを維持していきたいと考えておりましたが、今回、事情をやむを得ず、投票所数が減少となりました。有権者にとりましては、投票所が遠くなり、サービス減と感じられることもあろうかと思えます。

今回につきましては、編入された近隣の投票所が徒歩圏内であろうということから、そこまで投票行動への影響は大きくないものと考え、特段、取組を行うことは考えておりませんでした。今後においては何ができるか、情報収集などにより、考えてまいりたいと考えております。

○白川委員

今回2か所の当日投票所がなくなることについて、事前に関係する各町内会には了承を得ているとのこと、このたびの統合が第25投票区も第31投票区も地域住民の利便性の向上につながるものと考えているという報告があったのですが、この利便性の向上という部分について、具体的にどのような形が利便性の向上につながるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の変更につきましては、今までの投票区内に立地場所や規模、駐車スペース、バリアフリー対応などの点で、代わりになるような施設が見つからなかったことから、区域の周辺にある投票所に分割編入したものであり、事情やむを得ないものと考えているところでございますが、説明資料に記載させていただいた利便性の向上という部分なのですが、こちらの表現はあまり適切なものではなかったと思っております。申し訳ございませんでした。

○白川委員

私もここまで議会等で提案させていただいたことに対してお伺いして、少しでも投票環境がよくなればよいと思っておりますが、まず、令和5年第2回定例会の一般質問で、私が訴えた投票支援カードとかコミュニケーションボードの導入について、当時の答弁で、これまで本市での活用はありませんでしたが、意思疎通が難しい方にとっては大変有効なものという認識でおりますので、今後、札幌市など先進都市の状況を参考に導入に向けて検討を行ってまいりたいとのことでした。

これまでどのような検討がなされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

昨年の衆議院選挙におきまして、各投票所に、こちらのコミュニケーションボードを配布して、活用してもらうようにしたところでございます。

○白川委員

私はこのコミュニケーションボードを採用されたという話は知らなかったのですが、改めてぜひ見させていただきたいので、よろしく願いいたします。

次に、前回の第1回定例会の一般質問で、投票所入場券に電子版選挙公報のURLとかQRコードを記載する場合には、どういった工程があれば実現できるのか、また費用はどれくらいかという質問と、インターネットを活用した立候補者情報を取得できる仕組みの導入についての見解を伺ったことに対して、御答弁では、工程や費用の面ではこれまでの投票所入場券の作成工程や費用の中で可能と考えておりますということと、国や北海道の選挙においては、小樽市のホームページに選挙公報へのリンクを掲載して、候補者情報を取得できるように検討するとのことでした。

この検討状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の参議院議員選挙から、これから皆様にお配りするのでございますけれども、入場券に2次元バーコード、いわゆる

QRコードを掲載しまして、公示日以降に候補者情報へのリンクをかけるようにする予定でございます。

○白川委員

候補者情報が分かれば、投票行動にもつながるきっかけにもなるかなと思いますので、ぜひとも進めていただきますよう、よろしくお願いします。

次に、同じく前回の第1回定例会の予算特別委員会で、塩谷サービスセンターの土足対応について、外靴でも履けるスリッパを提案したのですが、どのように検討されておりますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の参議院議員選挙から塩谷サービスセンターにつきましては、土足対応とするようにブルーシート等を引いて対応したいと考えております。

○白川委員

相談いただいた方も喜ばれると思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

ここから、投票コストについて伺いたかったのですけれども、投票所への道のりで、先ほど徒歩圏内で移動できるよう区割りしたという話があったと思うのですが、実際に、今の投票所への道のりが徒歩で行くのは困難だということで、タクシーを利用して行かなければいけないのだけれども、そこまでしなくてはならないなら行かないという選択をしてしまうことがあるという方がいることも伺っています。

本市の地形的な問題から、こういった話は今後、増えていくのではないかと思うのですが、選挙管理委員会として、この現象についてどういった対策が必要とお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

本市は、高齢化が進む中、高いところにある投票所が幾つかあるとの認識はございます。これに対応するためには、例えば移動式投票所などの方法がありますが、こういった手法がよいのか、予算の関係もありますので、今後、他市の状況など情報収集を含めて考えていかなければならない課題であると認識してございます。

○白川委員

ここから、先日の予算特別委員会でのやり取りについて触れたいのですが、高野委員からの質問で、抜粋しますが、今回、投票所が減っている状況を受けて、期日前投票の場所を新たに増やすことは考えているのでしょうかという質問に対して、施設側の都合とはいえ、近年、投票所の数が減少してきており、何らかの対応が必要であるとの認識はあるが、具体的に新たな場所に期日前投票所を開設するという検討には至っておりませんとのことでした。

私も前回の定例会の一般質問で、ウイングベイ小樽の市役所機能を移転したフロアへの期日前投票所の増設を提案してまして、そのときの答弁から、場所にかかる費用面での課題はクリアしていると。投票システムとのネットワークについても、既に設置している回線を延長する作業は必要ですけれども、回線に関わる費用面でも課題をクリアしているということで、当時はまだ市役所機能の一部が移転したばかりだったということもあって、今後の人の流れや、集客状況のほか、その費用対効果についても見定めてまいりたいと考えておりますということだったのです。

このときの答弁からも、検討するとまでは言われていないものの、今後の人の流れなどの部分で見定めていただけるのだらうと思って、私としても次につながるように調査を進めていた中だったのですけれども、先日の予算特別委員会で、具体的に新たな場所に期日前投票所を開設するという検討には至っておりませんとのことだったので、ここについて確認をさせていただきます。

ウイングベイ小樽の市役所機能を移転したフロアへの期日前投票所の増設について、今後、人の流れや集客状況のほか、その費用対効果についても見定めていただけるものなのでしょうか、改めてお伺いします。

○選挙管理委員会事務局次長

ウイングベイ小樽の期日前投票所開設につきましては、従来の御答弁と変わらず、今後においても人の流れや費用対効果について見定めてまいりたいと考えております。

○白川委員

提案が生きていたということで安心しました。

ちなみになのですが、今後の人の流れや集客状況というのは、ウイングベイ小樽全体の話なのか、それとも市役所機能を移転したフロアに限った話なのかということと、人の流れや集客状況が多ければ多いほど望ましいという話なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

ウイングベイ小樽に期日前投票所を開設するとすると、4階の市役所機能を移転した場所となる可能性が高いということで、まずはこの場所の人の流れが中心となりますが、施設全体についても、例えば平日の集客なども勘案しなければならぬものと考えております。

また、選挙管理委員会としては、人の流れが多いほどより多くの投票者を見込めることとなりますので、望ましいということでございます。

○白川委員

あまり人が多い場所となると、投票の秘密を守ることが難しくなる印象があるのですけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○選挙管理委員会事務局次長

投票所を開設する際には、その点に十分注意を払って開設いたします。

例えば、パーティションなどを設置し、外からは中が見えないような作りになるかと思っております。

○白川委員

次に、費用対効果についても確認したかったのですが、選挙管理委員会が求める費用対効果について詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所を開設するとすると、少なくとも人件費の部分はかかりますので、このコストに見合うような投票者数が見込めるかどうかといったことになろうかと思っております。

○白川委員

ちなみに人件費がペイできる投票者数は、具体的に言えるものなのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今、具体的に何人との答えは出せないのですが、塩谷と銭函に増設の期日前投票所を設けてありますので、こちらよりは多くなればよいといったレベルでございます。

○白川委員

私としては、提案してきた以上、やはりウイングベイ小樽での市役所機能が入ったフロアにも期日前投票所を設けたほうがいいのかという考えは変わってなくて、何よりもそれを望んでいる市民が実際におりまして、またそれをできる環境が整っている状況を考えたら、私も新たなアプローチができるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

今後も、引き続き建設的な議論を求めていきたいと考えているのですけれども、お考えをお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

委員からはいつも提言等をいただいておりますので、今後も選挙管理委員会として様々な検討は進めていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代します。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

自民党に移します。

○松岩委員

冒頭に、小樽市議会では、市民と議員の懇談会実施委員会という会議体がありまして、先日行われました退職校長会との懇談会の際に出た意見の中で、総務常任委員会で委員長として質問する項目として、以下の2問を質問するということになりましたので、原文のまま読み上げたいと思います。

◎望洋ジャンプ台の現状について

「望洋台のジャンプ台どうなっているのか、過去の計画反省すべき、負の遺産になっている」についての答弁を求めます。

○（教育）生涯スポーツ課長

望洋ジャンプ台は、本市のスキー競技の普及と、平成11年開催のみなと・おたる国体の際に使用するため、平成10年に建設されましたが、平成19年度以降は使用されず、また全日本スキー連盟の新基準に対応するため、大規模改修が必要となることや競技人口の減少が続いていた状況から、費用対効果が見込めないと判断し、平成28年、体育施設としての用途を廃止し、現在、供用を停止しています。

望洋ジャンプ台は老朽化のため、活用は難しい状況ですが、本市の他の体育施設については、今後は社会情勢の変化、スポーツ人口やニーズ等の変化を勘案し、さらなる利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

◎自由研究などの子供の作品の展示について

二つ目の質問に参ります。

「長期休暇期間中の自由研究など子どもの作品参観をもっと広く展示することや多くの人に見てもらう仕組みを。」についての答弁を求めます。

○（教育）総合博物館主幹

自由研究作品を広く展示する仕組みについてですが、小樽市総合博物館では、リニューアルオープンした平成19年より、自由研究作品展を毎年開催しています。これは市内の小・中学校をはじめ、高校や団体等に対して、夏季休業明けに子供たちの自由研究作品を募集しまして、推薦いただいた応募作品は、全て博物館本館で11月頃に2週間ほど展示、公開しています。

令和6年度は14小学校から50作品の応募があり、11月9日から24日まで小樽市総合博物館本館で展示し、市民の皆様に広く御覧いただきました。

効果的な情報発信に努めながら、今後も引き続き実施していく予定です。

○松岩委員

◎職場内のハラスメントの根絶と心理的安全性の醸成について

ハラスメントの根絶と心理的安全性の構築ということで、一般質問で行った部分でございます。

日頃から、多分私に限らず、各会派の皆さんは、市民や職員の皆様から、たくさんの要望や相談を受けて、それぞれ対応されていると思うのですが、今回、私がこのテーマの質問をするに当たりまして、具体的な件数はこの場では申し上げませんが、市の職員から直接、電話、メール、SNSのDM等で、実名、匿名、それぞれかなり多い件数の情報提供がありました。

中には、非常に詳細な日時や行為の内容を、人物名とか状況も正確に記載されていて、本当にこれが事実だとしたら、もう加害者は懲戒処分とか、何かそういったものを受けるのではないかという事案のものから、行為の相手方の話も聞かないと、なかなか判断できないというのもありました。

恐らく、市の職員も管理職から会計年度任用職員、一般職までいろいろな方がいらっしゃるのですが、一応、私は市議会議員ですから、私に相談してきたという時点で、相当悩んで、声を届けてくれたのかと思っています。

ここは議会議論の場、委員会ですので、個別事案を取り上げてどうなのだというとは申し上げませんが、情報提供の内容をもちろん第三者に開示することはありませんし、私がどこかに話すこともありません。ただ、そもそも小樽市は必要十分とまでは言えなくても、所管として、職員課を中心に、ハラスメント等に対する対応だとか対策等は、既にそれなりにやっていると思っています。1,000人以上、2,000人弱が働く大きな市役所という組織ですから、やはり人間が2人、3人以上いると、必ず対立は起きますし、いろいろなめ事も起きますので、そういった観点から、では、どこまで大人の仕事の関係において対応しなければいけないのだという人間関係の難しさというのも当然あると思います。

前段の語りが長くなりましたけれども、職場環境の整備について、取り急ぎ現状はどのようになっているのか御答弁をいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

職場環境整備の現状ということなのですが、昨年の末に、小樽市人材育成基本方針を改定して、この場でも御報告いたしましたので御承知いただいているかと思いますが、その中で、職場環境整備を柱の一つということで掲げておりまして、具体策として、ハラスメントの防止対策もそうですし、職員がチャレンジすることの推奨や、職員のエンゲージメント向上ということを掲げて取り組んでいくことにしておりまして、部分的にですが既に具体的取組も進めています。

この小樽市人材育成基本方針を改定するに当たって、令和5年度に実施した職員アンケートの中では、本答弁でも申し上げたのですが、仕事のやりがいですとかモチベーション、それから職場内のコミュニケーションに関するアンケート項目について、回答者の3分の2程度が肯定的な回答をしていただいたことがあるのですが、逆にまだ3分の2ということもありますので、まだ一層の職場環境整備をしていかなければならないとは考えております。

○松岩委員

いろいろやっているけれども、もちろんまだやれる部分もあるのだというところで、私と見解が一致していると思います。

続きまして、この質問自体は以前松井委員がやっていただいた部分でありまして、それから2年たっていましたので、改めて令和6年度のハラスメントの相談件数と認定件数の数値についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

令和6年度中にハラスメントに関する相談を受けた件数と、ハラスメントとして認定した件数ということで、市の全部局の合計で申し上げますが、相談が6件で、認定したものが4件ございました。

○松岩委員

相談が6件で、ハラスメントと認定したのが4件で、具体には言いませんけれども、私のところに来た相談件数は、これの数倍はありましたので、多分まだ潜在的に相談には至っていないけれども、実態として発生している

いうケースがあるのかと想像ができます。

これはいろいろと難しい問題でございまして、世代間によるハラスメントの認識が非常に問題かと思っています。いろいろ調べると、大声でどなる、叱責する、無視による排除行動、人前で名指しして批判する、侮辱的・侮蔑的人格否定の発言、影でのうわさや悪口の拡散、過干渉や個人情報への不当な介入はもう一発でアウトというような、分かりやすいハラスメントの例として挙げられています。

ただ、中には、それに該当するかどうかというのが人の主観によって決まる部分がありまして、昨日、中鉢議員が予算特別委員会の中で、市職員の市外在住者に対して、なぜ市外に住んでいるのかを市で聞き取りをしているのか、するべきではないかという趣旨の質問をされました。

会派代表質問で聞いたときに、中鉢議員がそれを聞くこと自体がハラスメントなのではないかと思ったのです。というのも、やはり憲法第22条第1項で居住、移転の自由がありますから、どこに住んでもいいと憲法上は規定されていて、職員に何で札幌市に住んでいるのだとか、小樽市に住めないのかというのを詮索するような聞き方というのは、受け手にとってはハラスメントとなるのではないかと申し上げたのですけれども、いや、それはハラスメントではないだろうというような見解だったのです。

これは、今、中鉢議員がいいとか悪いということを私は別に言いたいのではなくて、やはりこのハラスメントは受け手の認識と言った側の認識もありますから、そういった差が少しずつ出ていったときに、いろいろと難しい部分が出てくるのかと思います。

こういった世代間のハラスメントの認識の差というのを、研修ではどのように対応しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、今、ハラスメント研修を実施していることは本答弁でも申し上げたとおりなのですが、今やっている研修ですから、当然、現在はこういったことがハラスメントに当たるという内容で実施しておりますので、先ほど例示いただきましたが、確かに世代によって認識が違う部分はあると思うのです。それが今の考え方で研修を受けることで、ある程度、世代を問わずに同じような認識を持てるような内容にはなっているとは思いますが、特に年齢が上の世代だと思うのです。どうしても指導のつもりだったのだけれども、その言い方がみたいところがよくあるのは年代が上なのかとっていて、それがハラスメントに当たるという認識がないまま、実は該当する行為になっていたというケースもあると思われます。特に、年齢が上の世代であって、かつ、そういう指導するような立場で、言わばハラスメントの原因になりやすいところで、まずは管理職が一番挙げられると思うので、ハラスメント研修を全員受講するようというところは強く推奨してきているところでございます。

研修は会場等のキャパシティの問題もあるので、なかなか毎年、何百人と一気にできる状況ではないのですが、管理職以外の、特にそういう世代の上の職員をはじめとして、本当は、最終的には全職員が研修を受講するように取り組んでいかなければならないとは考えているところでございます。

○松岩委員

もう今の20歳代はZ世代で、私がゆとり世代と、だんだん世代も新しくなってきましたので、本当につぶさに対応していただかないと、取り残されるというか、そういった古い価値観でいってしまうと、やはりハラスメントが起きてしまうのかと思います。

次に、私は相談をたくさん受けたのですけれども、ほぼ共通しておっしゃっていたことが、やはり報復が怖いと、相談できないということなのです。相談はするけれども、加害者には知られたくないと。言うと、私が言ったことがばれるから言わないでほしい。だから、気持ちは吐露したいし聞いてほしいけれども、具体的な解決を図ろうとすると、それは困るという胸の内もたくさん聞いております。

やはり秘密保持の不安という点が相談に対して非常にハードルになっているのかと思うのですけれども、このブ

ライバシーの保護はどう守っているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

相談体制についてということでは、令和3年に定めましたハラスメントの防止指針の中で掲げています。その中で、相談対応する職員の心構えということで、相談担当職員は秘密を厳守することですとか、加害者側に対する事情聴取もそうですし、あと、相談いただいて、実際にどういう対応をしてほしいのかということも、当然、相談された方の意向を十分に尊重して対応することを掲げております。実際に、これまでもそういうふうに対応はしてきているところではございます。

○松岩委員

次に、相談体制の評価というものも何ですけれども、相談しやすい状況をつくるとかハードルを下げる試みというのは、何かもう少しできないものかと私も考えてはいるのですけれども、御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）職員課長

今、申し上げたとおり、相談体制、窓口はここですとハラスメント防止指針に記載していて、それは職員が見られるサイトに掲載はしているのですが、その指針というのが、文字での記載をずっとしているという内容なので、正直、必ずしも見やすいものではないということもあります。

ハラスメントについての啓発ですとか、相談窓口、相談体制はここですということを周知してきていますが、そういう意味では、分かりやすい周知が十分できているかという、十分ではないのかと思うところもあります。

例えば、それをもっと簡易なもので、1枚物のチラシを作るですとか、相談に関しては、現状、面談が基本だけれども、電話やメールでもということを書いてはいるのですが、例えばウェブのフォームで受付というのか、第1回はそれでアクセスできるような形を考えながら、相談のハードルは高くないということを感じていただいて、でも、秘密保持の部分を含めて、安心して相談してもらえるような在り方というか、その辺の取組は今後、検討したいと思っております。

○松岩委員

この質問をつくる際に、職員課長といろいろと御相談させていただいて、今、答弁されませんでしたけれども、職員課としてはどんどん相談してほしいということと、例えばハラスメントのことで男性の課長に相談しにくいということであれば、女性の係員とも話ができるといった形で、非常に親身に対応していただいていることがよく分かりましたので、安心して職員課に御相談いただきたいと思えます。

次に、消防ではハラスメントのアンケートを行っているということなのですが、この市長部局では実態把握をどのようにされているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

これも本答弁で消防のアンケートのことを申し上げたのですが、全庁的なところでは、ハラスメントに特化したアンケートは行っておりませんで、この人材育成基本方針に関するアンケートを行ったときにも、自由記載欄があったので、その中で、ハラスメントについて記載しているものがあったということで、そういった形での把握というか、あるのだということはありません。

先ほど申し上げたような相談体制の、より効果的な周知も取り組みますが、併せて、全体としての実態把握についても今後、検討したいと思っております。

○松岩委員

これに関してばかり言うと、アンケートを取ればいいということでもないかと思えますので、この小樽市役所として、どういうものが一番望ましい把握の在り方なのかというのは、私がいろいろ述べるよりも、職員課のほうが詳しい部分はあると思えますので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

続いて、心理的安全性の構築についてです。心理的安全性の概念を提唱されたエイミー・C・エドモンドソンさんの著書では、心理的安全性を測定するポイントとして、ミスをしていても責められない、メンバーが問題点や難しい課題を提起することができる、人と違うことを知っていても受け入れられる、リスクのある行動をしても安全である、他のメンバーに助けを求めやすい、それから、メンバーは自分の仕事を意図的におとしめるような行動をしない、メンバーと仕事をするとき、自分のスキルや才能が評価され、生かされているなどの要素が心理的安全性を形づくる定義としていますと書いています、これが実際の職場環境ではどうでしょうかというところなのです。あえて私自身が所属しているチームと言いますが、私もいろいろなチーム、団体に所属していますけれども、全然できていないチームもあれば、それが非常に生きているチームもあって、本当にいろいろあると。

職場においても、私が客観的に見ていて、ここの部署は、いわゆるすごく風通しがいい、心理的安全性が高い職場だと思うところもあれば、どうなのだろうかといいところ、見えにくい部分の部署もやはりどうしてもあるのではないかと思います。ただ、私は少し見るぐらいなので、本質的なことは分かりません。

これまで、ハラスメントに対応する研修はいろいろと行ってきたり、職員課を中心にできることをやってこられたのだと思うのですが、今後、心理的安全性というの、管理職を中心に醸成していくような雰囲気づくりといった構築をしていくことで、市政の運営に非常にプラスになっていくのではないかと思います。

自治体レベルだと、大阪府四條畷市では、ミスを責めない文化の推進だとか、役割と責任の明確化、柔軟な人事制度の導入、定期的な対話の場の設置、ハラスメント防止の徹底を掲げて、すごく分厚い計画もつくって、先進的に取り組んでいることも分かりました。

本市では、ハラスメント対応に比較的取り組んでいるというのを分かってはいるのですが、心理的安全性の構築については、なかなか手をつけられていないというか、対応がまだ不十分にも感じるのですが、その点は、今後の検討課題としてどのように考えているのか、お示してください。

○（総務）職員課長

本答弁でも心理的安全性の構築ということでお答えしたかと思うのですが、ある程度、積極的なコミュニケーションが行われていて、風通しがいい職場であるということが、ある意味で表裏一体と考えています。その点は、正直、小樽市人材育成基本方針の改定でも、やはり課題として議論には上がったところであります。具体的取組としては、今、管理職がというお話もありましたが、実は以前から行っていたのですが、一旦、何年間か中止していた、課長職向けに、職場内のコミュニケーションや、風通しのいい職場環境を実現するための手法を学ぶ研修というのがあって、それを今年度から再開しました。今後、数年間で全ての課長職が受講することで取り組んでいきたいと考えております。

そのほかで申し上げますと、先ほど申し上げた令和5年に行った職員アンケートの中で、最初にも申し上げましたけれども、職場のコミュニケーション、仕事のやりがいやモチベーションということでは、肯定的回答が3分の2あったのですが、逆に言うと3分の1は否定的な回答だったということもございます。また、別の項目で、チャレンジを認める組織風土が自由に意見を出したりということも近いのかと思うのですが、そういうアンケート項目においては、逆に3分の2が否定的な回答だったというのがあります。

この辺りを具体的にどうのこうのというのは、まだこれからではあるのですが、改善に向け、さらにどう取り組んでいくかは、引き続き検討していかなければならないと思っております。

○松岩委員

この点については、何かこれをやれば、がらっと解決するということもありませぬし、時代のものでありますから、また新しい職員が入ってこられたり、人事異動で上下の関係や職場の状況が変わると、また違う問題も起きてきたりということもありますので、継続的に職員課を中心にこれからも対応されていくものと思っております。私もしっかりと見守っていきたく思いますし、まずは、私に相談をしてくださった方は多分ユーチューブを御覧になって

いるかと思うのですが、職員課に御相談くださいということでもよろしく申し上げます。

◎市政アンケートモニター制度について

続いて、市政アンケートモニター制度について、私は第1回定例会予算特別委員会でも質問したのですが、基本的にこの事業には反対していません。改めて言いますが、新しい試みとして、市民の声を聞くというのは、大変分かりやすく、いい事業だと思います。

ただ、きちんと正しいやり方をやらないと、結果が偏ったりだとか、正確な市民ニーズが把握できないというのはもちろんのこと、不正確、偏ったニーズを踏まえて、偏った議論が誘導されたり、結果的に恣意的なデータの選択が行われることによって、一般的に市政の反映に悪影響を及ぼす懸念があるのではないかとということがあったので、今回も質問します。

細かい法律論のようなことになるのですが、まず、今回、資料要求していましたが設置要綱について聞きます。

要綱は、附則に、まず令和7年4月10日から施行とあります。第1回定例会の審議の際には、この要綱は議会に示されておりませんでしたし、前回の議会議論でも制度設計はこれからになるのだという答弁が多々ありました。ですが、結果として、年度明けの4月10日に示されたということは、市長決裁の時間も考慮すると、相当早い段階から、案として要綱は出来上がっていたのではないかと考えます。同じく資料要求しましたモニター募集要項についても同様でございます。

これが案として予算審議のときに示されていれば、より充実した審議ができたのではないかとと思うのですが、示せなかった理由をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

本制度につきましては、前定例会の時点では、制度の詳細は固まっておらず、制度の大枠と予算案について説明させていただいたもので、その後、詳細を検討して、要綱を定めたものであります。

○松岩委員

ということは、前回の定例会の最終本会議、3月21日より後に文書案ができて、市長決裁に入り、こういうふうに表に出たという理解でよろしいですか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

おっしゃるとおり、議会終了後に詳細を詰めまして、制度を固めたということでございます。

○松岩委員

過去のことで、もう終わったことですが、今後、こういったことをやる際は、案でも構いませんので、情報があれば充実した議会議論ができますので、詳細な情報はできるだけ早めにいただきましたということだけ申し上げたいと思います。

続いて、中身に入りますけれども、設置要綱第3条において資格の条件を課しております。この条件を設定した理由をお示しくください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

設置要綱第3条ですが、まず、一つ目に市内に住民登録があることにつきましては、小樽市民を対象とするため、確認の取れる条件として住民登録があることとしたものです。

二つ目のモニターを募集する年度の4月1日現在、18歳以上であることについては、これまでの小樽市総合計画市民アンケートと条件を同じくするため、18歳以上を条件とし、その区切りとして4月1日現在としたものです。

三つ目のインターネットが利用できる環境にあることにつきましては、本制度は全てインターネットを使用する行うため明記したものです。

四つ目の小樽市職員又は小樽市議会議員でないことにつきましては、一般市民の意見の把握と市政への反映を主

眼としているため、設定したものです。

○松岩委員

次に、そもそも設置要綱第3条の資格について、資格があるかないかの確認はどのように行うでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

内部的な手続を取りまして、住民登録情報、職員名簿などを基に確認しております。ただし、三つ目につきましては、申込みをしてメールアドレスを記入している時点で、インターネット環境があるものと判断しております。

○松岩委員

次に、設置要綱第4条で、モニターの任期を年度末までとしている理由をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

任期につきましては、検討段階では、ある程度、例えば3年間などとすることも考えておりましたが、今回、制度を初めてスタートしますので、次年度に条件などが変更となることも想定されます。そのため、まずは1年の任期としたものです。

ただ、今年度の終了時点で、次年度も継続する意思があるかを確認し、再度登録することも考えております。

○松岩委員

次に、設置要綱第5条第2項で、応募及び登録とあります。今回のこの要綱を全て見ると、モニターの選定をどうするかという記載がないのです。以前、参加者の偏りについて質問した際に、第1段階には、まず広く募集して、偏りが大きく生じた場合には、薄い層の方々を無作為抽出して集中的に手厚く案内はがきを送付することで補正していくということだったのですが、募集要項にこの記載はありませんが、意図をお聞かせいただきたいと思っております。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

設置要綱、募集要項につきましては、実際に会員に登録する方に対して、条件などを確認いただき、申請のあった方について市で条件に合致しているかどうかを確認し、合致していれば登録しているものです。

○松岩委員

今のお話だと、条件だけしか見ていないということなので、性別、年齢、地域の偏り等はどのように考えているのでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

募集方法につきましては、市として適正なサンプル数を確保するために工夫しながら行っていくものでありますので、登録する会員との間の条件を示す設置要綱、募集要項への記載は必要ないものと考えております。

○松岩委員

記載はないけれども、内部で資格を確認したときに、あり得ないかもしれないけれども、要は、例えば全員女性から応募があって、資格に当てはまっているとしたら、もうそれで1,000人に満たされた場合は、すごく女性に偏っているけれども、それでいいということなのですか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

おっしゃるような事態というのはそこまで想定しておりませんでしたけれども、そういった応募があった場合には、対策は検討する必要があると考えております。

○松岩委員

次に、設置要綱第7条第2項の中で、日本語のみでやるということの記載があります。

小樽市内に在住する外国人は大体1,000人以上おまして、人口の約1%に相当します。住民登録のある外国人在住者の声というのは、どのように把握するのでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

今回、無作為抽出による案内はがきを送っておりますが、外国人も含めて抽出されており、日本語の読み書きが

できれば登録できますので、外国人を含む市民の意見を把握すると考えております。

外国人在住者に特化して声を聞くという場合には、別な方法で聞く必要があるものと考えております。

○松岩委員

次に、設置要綱第9条の(5)アンケートに1年以上回答しない人は抹消とありますが、そもそも同要綱第4条で任期が年度内となっているので、1年以上回答しない人というのは存在しないことになるのですけれども、どうしてこのような設定にしたのか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

委員の御指摘のとおり、なくてもよい条項でありますので、要綱改正の際に併せて修正することも含めて検討したいと考えております。

○松岩委員

改正がいつ行われるか分かりませんが、これは恐らく、登録しているけれども回答がなかったという方ははじめないと、アンケートとして質が落ちてしまいますので、市長の権限でやる要綱の改正ですから、どういうタイミングで、どういう形でやるか分かりませんが、早急に対応いただきたいと思っております。

続いて、設置要綱第10条の禁止事項の中の(6)に重複の登録などがあるのですけれども、他人になりすましての登録とか不正なモニターの登録行為というのを防止したり、摘発したりする対応策はどのように考えているのでしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

応募の際に、禁止事項を含めた要綱の内容を確認の上、申込みいただくということにしておりますので、この内容については御理解いただいていると考えておりますが、住民登録の情報から、本人の氏名、住所を確認しており、重複登録については防止しております。

○松岩委員

例えば小樽太郎という住民登録されている市民がいたとして、その人が、自分は応募していないけれども、何かに不正にアクセスされて登録されていたみたいなのも、理論上できないことはないかと思うのですが、住民登録上は小樽太郎という18歳以上の小樽市在住の方が存在するので、その重複というか、本人は申請していないけれども、そういった形で誰かがハッキングしてやったといったことに対する対応というのはどう考えていますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

具体的には分かりませんが、こちらが分からないような形で、本人の形で申請があれば、現時点では、それについては防ぎようがないと考えております。

○松岩委員

次に、応募のモニター募集というチラシも資料要求しました。そこには、住民登録を確認するなどという記載がないのですけれども、これに応募した人は、自分の住民登録が確認されていることを知らされていないことは別に問題ないと考えているか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

住民登録の情報につきましては、庁内の手続を経て行っておりますので、問題がないと考えております。

○松岩委員

先ほど私が説明したのは、要は、なりすましについて言いたかったのですが、なりすましが出てこなかったのですみません。ただ、それは防ぎようがないということで理解しました。

それで、先ほどの偏りの件がやはりどうしても気になるのです。まず、今、応募を締め切っている状況ですけれども、現状の偏りについてどう理解していますか。あるかないかという点も含めて、お願いします。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

偏りの状況についてですが、年齢層につきましては、当初の応募では30歳代から60歳代が多めで、そのほかの年代が少なめでしたので、その後の無作為抽出の案内はがきによる募集では、そこを補正するように厚めに案内を発送しております。また、以前の紙の調査では、60歳以上の方の回答率が高い状況がありましたので、そのことも加味しております。

また、地域別では、銭函地区が若干少ないということはあるのですが、ほかについては偏りはあまり見られておりません。

○松岩委員

偏りが見られていないというところなので、数値を見て具体的にどういうふうに偏りがなかったと言っているか、私には分かりませんが、一応担当者の立場としてはないということで理解しました。

それで、偏りはないということと、不正をある一定程度は確認するけれども防ぎようがないということで、そういった制度の欠陥とまでは言わないけれども、限界みたいな部分もひとまずは分かりました。

今度はアンケートの内容になるのですが、やはり他の部署の施策でも、アンケートに答えてもらうというのが多々あります。例えば、今回の定例会で言うと、オーバーツーリズム対策として、新聞折込等でアンケートを取るというのがありまして、事業費が100万円となっています。例えばアンケートモニター制度があるのだから、そこでアンケートを取らなくていいのではないかとか、やはりどうしても思ってしまうのです。

ただ、それは市役所側からすると違うものなのだとか、補助金がどうだとか、いろいろ理由はあると思うのですけれども、市民感覚からしたら、アンケートで同じだろうというところになってくると思うのです。

こういったアンケートを取る政策はいろいろあると思うのですけれども、他部署との連携はどう考えているのか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

以前、この制度の利用の希望を照会しておりまして、利用希望の部署から問合せも受けておりますけれども、今後、庁内に本制度の活用を呼びかけるなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

オーバーツーリズム対策のアンケートなのですが、主たるものは広く市民周知を図り、理解を得るためのリーフレット配布であると聞いております。ただ、本制度で補完することも可能であると考えておりますので、観光振興室に確認したいと思います。

また、対象者や質問の性質などによっては、独自のアンケートをすべき場合もあるものと考えております。

○松岩委員

最後の答弁で、観光振興室に確認するとあったのですが、私は全然確認を求めていませんし、オーバーツーリズム対策の事業費はもう予算特別委員会で議決して、あとは本会議の議決を待つのみですので、私はそこについていじるつもりは全くありませんので、それはそれでやっていただきたいと思います。

今後、5回から10回のアンケートを実施していくということで答弁いただいておりますので、アンケートがどう取られていくのかと、結果が市政にどうやって生きていくのかというのはしっかりと見守っていききたいと思います。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
みらいに移します。

○小池委員

◎おたる地域子ども教室について

私からは、代表質問で質問させていただいた、おたる地域子ども教室について引き続き質問いたします。

初めに、この取組の経緯についてお聞きいたしました。平成16年6月からスタートしたということで、約20年も続いている取組ということが分かりました。長い間、市教委の皆様と見守りボランティアの方々の皆様の御協力によって、これまで続けられたことの御尽力に感謝いたします。今後も、この活動が長く続いていただきたいと思えますし、見守りボランティアがたくさん集まり、より多くの学校で実施し、多くの子供たちの安全・安心な居場所、体験活動の場になっていただきたいと思っておりますので、具体的にお聞きいたします。

まず、この約20年間の取組の中で、自由遊び以外でどんなことをされてきたのか、また、活動する上で想定外のこともあったのではないかと思います。そのようなことがあればお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

自由遊び以外では、タグラグビーや、サッカーなど、スポーツ団体等によるイベントを実施してまいりました。

活動する上で、打撲等のけがは数件報告されておりますが、大きな事故などというのでしょうか、想定外ということはあまりございません。

○小池委員

そういった事故があまりなかったということでよかったですと思います。見守りボランティアの方々のおかげと思います。

昨年の開催ですが、年間で合計48回実施し、延べ1,311名の児童の参加があったとのこと、とても多いような気もしますが、平均で1校1日当たりの参加人数は約27名とのことでしたので、学校の規模にもよりますが、そこまで参加者は多くないと感じました。

そこでお聞きしたいことは、この取組の対象者は、実施する小学校の校区内にいる児童及びその保護者という御答弁がありましたが、お知らせのチラシには、〇〇小学校の児童であれば誰でも参加できる土曜日の楽しく安全な活動の場ですとしか記載されていなく、保護者とは記載がありません。

私も初めて御答弁で保護者が対象になっていることは分かりましたが、保護者が対象になっていることをどのように周知されているのか、お示してください。

○（教育）生涯学習課長

今までは、基本的に子供の居場所ですとか遊び場としての設定してまいりましたので、保護者も同伴して来てくださいという周知はしておりませんでした。

○小池委員

あと、昨年度の参加人数もお聞きしたのですけれども、昨年度の参加人数の中に保護者も含まれているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

保護者は参加人数には含んでおりません。

○小池委員

保護者といっても、低学年の児童を1人で行かせることの心配などから付添いで行く保護者もいれば、遊び相手として付き添う保護者、また、もしかすると、保護者も運動がしたくて参加する場合など様々な理由があると思いますが、対象者に保護者が入っていることの原因をお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

こちらは、おたる地域子ども教室の実施要綱におきまして、事業の利用対象者としまして、おたる地域子ども教室に参加する児童の保護者として、同伴する保護者は参加対象としているものであります。

○小池委員

同伴する保護者は参加対象になるということですが、私としても、保護者も一緒に参加できるということを保護者が知れば、それも参加者が増える可能性があると考えます。

お知らせのチラシに記載していない理由と、今後、記載する必要性について見解をお聞かいたします。

○（教育）生涯学習課長

先ほども申し上げたとおり、今までは、基本的に子供の居場所、遊び場としての設定でしたので、保護者も来てくださいという周知にはなっておりませんでした。今後はこれがボランティアスタッフの募集にもつながる可能性もあると考えますので、周知することも検討してまいりたいと考えております。

○小池委員

保護者も一緒に行けるということが分かれば、では、一緒に行こうと、一緒に行けることは分からないから子供も行かないという場合もあると思いますので、来てくださいと言うのではなくて、対象になりますので、保護者も来られますよということは何も伝えていただきたいと思います。

コロナ禍は活動を制限されていたのかと思いますが、児童数も年々減ってきているので、もしかしたら、参加者も減ってくることは自然なことかもしれませんが、実際に参加者は年々減少しているのか、お聞かいたします。

○（教育）生涯学習課長

コロナ禍で、学校で実施していない期間もありますので、単純な比較はできない状況ですけれども、コロナ禍前の令和元年度と6年度を比較させていただきますと、令和元年度が8校で2,095名、6年度が5校で1,311名ということで、比較しますと減少はしていると考えます。

○小池委員

では、参加者を増やす取組として、何かされているのでしょうか。また、その取組を見守りボランティアの方々と一緒に考えたりすることはあるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

実施校には、開催案内のチラシを配布したりとか、学校の協力によりまして、保護者との連絡ツールを活用させて周知しております。また、ボランティアがいなくても実施ができるイベントの開催などを行うことにより、できるだけ多くの学校で開催したりですとか、児童の参加を図るように努めております。

また、職員の巡回を行っております。この巡回のときに、ボランティアとお話をする中で、このような取組に関して御意見を伺うといいますか、情報交換することはございます。

○小池委員

イベントをやるときは実施している学校だけでイベントを行うのか、そのイベントを行うときは、通常は5校しかやっていないところを6校、7校でやったりなどはするのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

イベントを実施する学校が含まれているかということでお答えしますと、実施校には含まれます。

○小池委員

通常で5校やられていて、イベントが入るといときは、5校だけでイベントをされるのか、それとも、それ以外の学校でも実施されるのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

ボランティアがいる5校でやっております、ボランティアがいなくてもイベントは実施するので、それ以外の学校でも含んでやることになります。

○小池委員

見守りボランティアが、こんなことをしたら参加者に楽しんでもらえるなどのアイデアがあった場合、独自で行ってよいのか、それとも市教委に相談の上、実施できることなのか、お聞かせください。

例えば、段ボールを使って、段ボールキャタピラーでレースをしてみたいとか、メンコなどの昔の遊びを子供たちに教えたいとか、いろいろなアイデアが思い浮かびますが、そういったことが思いついた場合、独自で行ってもよいのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

活動内容は、子供たちの主体的な遊びの機会というもの为主になることですので、これまでボランティアから持込みによるものはなかったとは認識しております。

今後、先ほど御提案にありましたような独自のアイデアなどの活動内容がありましたら、まずは安全面の確保を第一に考えながら、ボランティアとも協議しながら検討したいと考えております。

○小池委員

次に、現在までの見守りボランティアの人数と今年度を実施可能な学校数についてお示しください。

○（教育）生涯学習課長

今年度のボランティア人数は17名、実施可能校数は5校となっております。

○小池委員

ほとんど人数は変わっていない状況で、実施できる学校も変わっていないということが分かりました。

本会議でこの取組の目的をお聞きいたしました、その最後に、地域住民との交流を支援することを目的としておりますと答弁がありました。

見守りボランティアは、1回実施で平均すると三、四人ということだと思いますので、地域住民との交流としては人数が少なく、効果はあまりないのかと思いますが、見守りボランティアだけでなく、地域の方も参加の対象にすることで、より多くの方と交流を深められるのではないかと考えますが、見解をお示しください。

○（教育）生涯学習課長

本事業につきましては、まずは子供の居場所づくりということが目的になりますので、要綱上、地域の方は利用者の条件には含まれておりません。今後、例えばイベントの開催の際に地域の方にお声がけて入ってもらって、一緒に活動していただくなどで参加する形になることは考えられます。

○小池委員

取りあえず、ボランティアがたくさん増えることが地域の方との交流につながるのかと思います。

実施内容についても代表質問でさせていただきましたが、ボール遊びやバドミントン、運動に限らず、塗り絵や折り紙などで楽しんでいるとのことでした。

では、実施した全ての学校において、塗り絵や折り紙などができるのでしょうか。また、運動以外の遊びは誰がどのように考え、決めているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

運動以外につきましては、いずれにしても子供たちが自由に好きな遊びをするということが前提になっておりま

すので、子供たちが選んで決めていただいているという状況です。

また、先ほど申し上げましたとおり、塗り絵や折り紙も子供の要望によって変わってくることもありますので、全てとは申し上げません。

○小池委員

全ての学校でできるとは限らないということですね。

では、その塗り絵や折り紙などの材料は、ボランティアの方々を用意されているのか、市教委で用意されているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

材料につきましては、子供の声ですとか要望を踏まえまして、ボランティアを通じ御連絡いただきまして市教委で用意させていただいております。

○小池委員

実際に実施されている学校の体育館の設備は、ほぼ同じだと思いますが、各おたる地域子ども教室において、この学校ではこんなことができるなど、特色はあるのでしょうか。

一方、公平性を考えて、各学校でできるだけ同じことができるようにすべきというお考えなのか、見解をお聞きいたします。

○（教育）生涯学習課長

委員もおっしゃいましたとおり、学校にある使用可能な備品はほとんど同じであると思いますが、その中でも、子供たちの選択の自由度に合わせて使えるようにしております。

また、例えば一輪車が使用可能な学校では、一輪車を使って遊ぶなどということはあると思いますが、特色とまでは言えませんが、一部そういう違いはあるのかと思います。

○小池委員

まず、特色に関しては分かりました。

あと、考え方として、この学校ではこういうことができるけれども、この学校では別なことができるということがいいのか、それともできるだけ同じことができるようにすべきとか、その考え方についてお聞きしていたのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

先ほども申し上げましたとおり、用具につきましては、学校でそれほど違いはないと思っておりますけれども、まずは子供たちが自由な発想でいろいろな遊びをすることを考えますので、できるだけそこに対応できるようなものにはしていきたいと思っております。

○小池委員

私の考えとしては、この学校ではこういうことができるという特色があってもいいのではないかと思っております。

次に、見守りボランティアについてです。まず既に実施している学校についてですが、新たにボランティアに申込みをされた方は、他のボランティアの方々とのように協力し、仕事の割り振りなどをお聞かせいただくのか、また、ボランティアの中にリーダーのような方を決めていいのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

お申し込みいただきますと、まずは概要を説明しつつ、見学をしていただく流れになるかと思うのです。そこでふだんの業務について、ほかのボランティアスタッフの動きを見てもらうとともに、既存のボランティアとの会話を通して、流れや業務などをお互いに協力しながらやってもらっているという状況であります。

仕事の割り振りなどにつきましては、ボランティアスタッフという一つの役割になりますので、特に区分けはし

ておりませんし、またリーダーというものは特に決めてはおりません。

○小池委員

ボランティアのコミュニケーションがしっかり取れているからこそ、今、できているということだと思います。では、見守りボランティアに申込みをされた方が実際に活動するまでの流れについてお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

先ほどのお答えと重複するところがありますが、まずは概要をお話しし、そして見学していただく。そして、その中で実際の業務を見ていただいた上で、お願いしますということになりましたら、スケジュールの調整等を行っていき流れになります。

○小池委員

申請があってから説明して、見学して、やってもらえますかみたいな確認をするという流れでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

あくまで申請といいますと、実際に現場を御覧になっていない方がチラシなどを見て手を挙げるというイメージになるかと思いますが、例えば実際に現場へ保護者として来ていただいて、見ていく中でお声がけをしてとなると、こことは流れは変わるかもしれませんが、いずれにしても実際に概要説明をして、見学していただいて、これよしとなれば、スケジュールを調整するような形にはなるかと思います。

○小池委員

次に、現在、実施していない学校についてお聞きいたしますが、まず、何人程度、見守りボランティアが集まったら、実施につながるかなど、実施していない学校の実施までの流れについてお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

複数のボランティアの配置というものを必須としておりますので、2人以上ということになりますが、複数のボランティアの申出がもしありましたら、まず第一に実施するまでの間に安全面というものを考慮しながら、いつからどのように行うのか、あとは当日の業務の流れなど、学校も含めて調整を図ってまいります。

○小池委員

先ほど、コロナ禍前は8校で、今は5校ということで減っている状況ですが、ボランティアが増えれば、こういった形で実施していない学校もまた実施できるようになると思いますので、そこを目指していただければと思っております。

では、見守りボランティアが校区外の学校の活動はできるのかについてお聞きします。見守りボランティアの申請の中で、学校を複数選ぶことができますので、実際は可能だということではと思いますが、その場合、地域という意味では目的と少し離れてしまうと考えられます。

見守りボランティアの校区外の学校の活動について見解をお示してください。

○（教育）生涯学習課長

これまでは、地域の方に来ていただいて、子供たちを見守っていただくというスタンスで実施してまいりました。現在、ボランティアの確保も難しくなっていることもありますので、校区外からでも申し出いただけるのは大変ありがたいと認識しております。もし、申出がありましたら、検討してまいりたいと考えております。

○小池委員

実際にそういった調整をすることで、ここは少ないけれどもここは多い等で掛け持ちができたりとか、いろいろなことができるのではないかと考えていますので、私はすごくいいことだと思っております。

次に、本会議でも質問いたしました、実施するに当たっての安全性についてです。けが等の緊急時の対応を含め、安全に見守る体制が必要なことから、必ず複数で対応することとしておりますと御答弁がありました。

また、1人しかいない場合は、実施を見送るということですが、実施日については、前もって体育館が使えるの

かと、見守りボランティアに参加できる日を聞いて、実施日を調整されていると思いますが、予定していた実施日の当日、見守りボランティアの方々が体調不良などで急に休むことになった場合も考えられ、それが複数人いた場合、当日の見守りボランティアが1人になってしまうことも予想されます。

その場合、参加しようと思っていた方にはどのように伝えるかなど、実施を見送る場合の見守りボランティアと市教委の対応について、それぞれお聞きいたします。

○（教育）生涯学習課長

まず、これまで当日に中止しますということがなかったものですから、想定でのお話にはなりますが、もし中止になることがありましたら、生涯学習課で中止になった旨の貼り紙をしに行くこととしております。その際に、ボランティアに何かしていただくことは考えてございませんので、ボランティアとしては特にこれといってやることはなく、市教委で対応をすることになります。

○小池委員

見守りボランティアと市教委の対応についてお聞きはできたのですが、参加者にどう伝えるのかという部分がお聞きできなかったのですが、体育館の入り口のところに、今日は中止になりましたみたいな貼り紙だけだと思いますが、前もって分かれば、参加者が家から学校に行かなくてもいいとは思うのです。そのような対応は何かされているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

参加者への配慮につきまして、そういう場合も想定しまして、連絡方法等については学校とも相談しながら検討していきたいと思っております。

○小池委員

今はLINEとかSNSもありますし、いろいろなことでお伝えすることはできると思っておりますので、行って中止ということがないようにしていただきたいと思っております。

おたる地域子ども教室の取組において、まず、大きな課題の一つとしては、見守りボランティアの不足だと考えます。見守りボランティアがなかなか集まらない理由について、私なりに考えましたが、申請からの流れや、実際にどんなことをしているのか、また、どんなことができるかなどが分かりづらいことが一つの原因かと考えます。

取組の様子など、詳細については、調べてもどこにも掲載がなく、教育委員会に聞かないと分からないことが多過ぎることが申し込むまでのハードルになっているのかと考えます。本会議の答弁では、活動報告は、教育委員会の事務の点検及び評価報告書や小樽市教育支援活動推進事業運営委員会で報告されているとのことでしたけれども、かなり限定し過ぎて、結局、一般の方はどのようなことをしているか全く分かりません。子供たちが実際に遊んでいる様子や見守りボランティアの活動をより多くの方に知っていただくことが参加者の増加、見守りボランティアの募集強化につながるのではないかと考えます。

最近では、生涯スポーツ課や小樽市総合体育館、市においてもInstagramやフェイスブック等のSNSを効果的に利用されており、多くの情報が投稿され、様々なイベントや募集なども行っております。

おたる地域子ども教室においても、どんどんSNSを活用し、より多くの方に情報を届けることが必要ではないかと考えますが、見解をお示してください。

○（教育）生涯学習課長

本事業のボランティア募集ですとか、おたる地域子ども教室開催自体の周知につきまして、ほかの事業もそうですけれども、今後の周知については、ぜひ効果的なものを考えていかなければいけないと考えております。

御提案いただいた方法につきましても、SNSということでしたけれども、やはり申込みのハードルというものをいかに下げていくかを考えながら、検討してまいりたいと思っております。

○小池委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、ホームページにおたる地域子ども教室の見守りボランティア募集の要項もありましたが、見守りボランティアの活動までの流れなど分からないことを、できればQ&Aにして掲載することなど、より具体的に示すことが見守りボランティアをやってみたいと思っている方のハードルを下げることになるのではないかと考えますが、その必要性について見解をお示してください。

○（教育）生涯学習課長

先ほどのお答えと重なるところもありますが、やはり分かりやすさという部分については必要などころと考えますので、具体的に示してまいりたいと思いますし、掲載の内容につきましては、どれだけ分かりやすくしていくかということを含めて検討してまいりたいと思います。

○小池委員

ぜひホームページも見やすくしていただきたいと、あと、どんどん情報を掲載していただきたいと思います。

本会議において質問いたしました、このおたる地域子ども教室の取組は、昨年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果において、小学校5年生男女の土日の運動習慣の改善にも寄与すると考えますし、地域の大人が見守る中で、子供たちが安心して活動できる場所と機会の創出、週末における子供の様々な体験活動や地域住民との交流を支援するという目的も素晴らしいと思いますので、ぜひ今後、この取組を強化していただきたいと考えます。代表質問の答弁では、今後も保護者や地域の皆さん、スポーツ団体等の御協力をいただきながら、魅力ある取組を行い、多くの学校で実施できるよう努めてまいりたいと考えておりますとのことでした。

では、具体的に魅力ある取組とは、どんな取組なのか。また、多くの学校で実施できるようとは、全小学校で実施できることを目指しているのか、併せてお聞きいたします。

○（教育）生涯学習課長

本事業につきましては、まずは安全・安心な居場所づくりの中で、子供たちが自由に遊ぶというのはもちろんのこと、また、スポーツに限らず、様々な活動を通して、子供たちが新たな体験ができることがこの取組の魅力づくりだとは考えております。

また、多くの学校で実施していきたいとは考えておりますが、現実的な目標設定としましては、小樽市教育推進計画で掲げております令和10年度に11校が指標になるものと考えております。

○小池委員

11校、今は5校だと思っておりますので、実施できる学校を倍以上増やさないといけない。そのためには見守りボランティアをやはりどんどん増やしていくことが重要だと思っております。

私も今年度、見守りボランティアに登録させていただきましたので、できる限り協力させていただきたいと思っておりますし、この活動をもっと広く知っていただき、見守りボランティアに登録し、協力していただく方が1人でも増えることや参加者の増加につながるよう、今後、取り組んでまいりたいと思っております。

この中で、周知の仕方において、町内会の方たちに、ボランティアを募集していますというポスターを作って、町内会館に貼っていただくなど、そういったポスターを使った募集の仕方もあると思っております。

ぜひ、今年は見守りボランティアが増えるよう取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎次期小樽市強靱化計画の原案について

1点目は、次期小樽市強靱化計画の原案について伺います。

6ページには、昨年1月発生の能登半島地震における1次被害はもちろんのこと、その後の避難施設における感染症の蔓延や、生活環境の悪化による災害関連死の発生は、本市においても教訓としなければならないとあります。

その趣旨が計画内に反映されている主なところについて説明してください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

小樽市強靱化計画原案での能登半島地震の教訓の反映についてのお尋ねですが、まず、避難施設における新興感染症の蔓延につきましては、これまで計画の中で想定の記事が含まれており、今回の策定では、現状として、感染症拡大時の対策を含めた衛生用品の備蓄を段階的に進めているとの記載に修正しており、そうした備蓄品の数量を増やしていくことは指標にも掲げております。

また、避難生活環境に関しては、毛布やストーブなど防寒資機材等の備蓄について、増加について検討とあったものを、備蓄を進めるという記載に修正したほか、女性や子供、要支援者の視点に立った防災対策の検討を進めることを加えております。

○佐々木委員

次に、脆弱性評価及び施策プログラムの中から何点かお伺いします。

【1-4-1】に、雨水出水浸水想定区域の指定、内水ハザードマップの作成を検討とありますけれども、小樽市内のどの地域を想定しているのか、お答えください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

内水ハザードマップの地域の想定につきましては、一部の地域を特定するわけではなく、小樽市公共下水道事業計画区域を対象とし、市街化区域の90%以上の地域を想定していると、所管の水道局からは聞いております。

○佐々木委員

雨水出水浸水想定区域の指定についてはいかがでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

大変申し訳ございませんが、所管でなければ、詳細につきましては分かりません。

○佐々木委員

水道局以外のところであれば答えられないのかとは思いますが、計画を立てたところであれば、少しは情報があるのかと思ってお聞きしたまでです。何か分かったところで、また機会があればぜひお聞かせいただきたいと思います。

次に、防災行政無線設置のときは緊急防災・減災事業債を使ってやったと思うのですが、情報だと、今年10月までだということ。どうか財源も含めてしっかり御検討をお願いしておきます。

次に、【7-1-1】歴史文化資源の保全及び防災対策等についてお伺いします。

施策プログラム①-3、「歴史的建造物の保全活用に向けた「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定及び計画の事業の推進や、「伝統的建造物群保存制度」等による国の支援制度の活用を含めた取組を検討する。」となっています。

歴史的建造物の保全、それから防災対策には、特に小樽市のような近代建築が入っている場合は、多額の費用がかかります。また、そのための技術なども本市単独ではなかなか難しいだろうと。

よって、これらには国の施策の適用が強く望まれます。特に、本計画の伝統的建造物群保存制度について言及されているのは、本当に的確な御判断だと思います。

この伝統的建造物群保存制度において、災害に関わって、具体的に国の支援が受けられる事業というのはどのような例があるのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

文化庁の手引書を見ますと、国の伝統的建造物群保存制度におきましては、災害復旧事業というものがあつて、大規模な自然災害等が発生した場合、市町村が行う災害復旧に対し、自然災害規模の一定の基準を満たせば、文化庁は災害復旧事業として採択し、国庫補助による保存地区の復旧を進めることとしております。

また、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助というものがございまして、防災施設や保存活用施設の整備が補助対象事業として掲げられております。

○佐々木委員

現在、本市では、この伝統的建造物群保存制度の導入に向けて、堺町通り商店街の皆さん、それから歴史まちづくりに関わる市民団体の皆さんが活動しています。

今回はお聞きできませんでしたが、例えば、堺町通り商店街は、しばしば大雨の際に冠水することがあり、先ほどお聞きした雨水出水浸水想定区域の指定などにもきつと関係してくるところだろうと私は思っていますけれども、仮に本制度の指定を受けた場合、そのような災害の抜本的改修工事に伝統的建造物群保存制度の事業が適用される可能性というのはあるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

堺町の冠水に対する抜本的改修工事につきましては、先ほど申し上げた、重要文化財等防災施設整備事業の中に防災施設として排水施設の整備工事という項目がございまして、この冠水等の状況が補助の対象になるかなどにつきましては、文化庁への確認が必要なものと考えております。

○佐々木委員

そういう項目がある、事業があるということで、可能性が確認できたということで、ありがとうございました。

◎小樽市不登校対応マニュアルについて

次に、小樽市不登校対応マニュアルについてお伺いします。

本マニュアルは、本市においても増え続ける不登校児童・生徒に対応するために市教委が危機感を持って作成したということがよく伝わる内容になっていると思つて、読ませていただきました。特に、多岐にわたる不登校の要因別に対応例をチャートで細かく示している点、また不登校に至る前の未然防止策について言及している点などは、本当によく対応されていると感じました。

そこでまず伺いますけれども、本マニュアルでは、早期対応として児童・生徒が連続欠席7日目または断続欠席10日目になった場合に、小樽市教育支援センターに速報することとしています。

欠席理由は、病気やけがなども含む数とは思つたのですが、速報があつた児童・生徒について、直近の数を小・中学校別にお知らせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

ただいまお話にございましたとおり、速報でありますので、委員の御指摘の病気、けがなどによって欠席が続いた児童・生徒も含まれますが、直近の6月20日時点の数で申し上げますと、小学校は32名、中学校は94名の報告がございまして。

○佐々木委員

以前、聞いた2020年頃の記録では、たしか小学校と中学校を合わせた数は、これよりももっと多かつたような気がしておりました。

市教委が考える新たな不登校が生じない、児童・生徒が毎日通いたいと思える魅力ある学校、学級とは、松井議員も代表質問でお聞きになられていたと思うのですけれども、もう少し具体的なイメージで御説明いただければと思います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

魅力ある学校、そして学級のイメージということでの御質問でございますが、やはり児童・生徒が主体的に学びに向かい、分かる喜び、できる喜びを実感する授業が行われる。一人一人にとって安心して過ごすことのできる温かい居場所があり、互いのよさを認め、励まし支え合いながら、友達との絆を感じ合うことができる学校であると考えます。

具体を少々申し上げますと、例えば、児童・生徒が失敗を恐れず発表できることでありますとか、間違いやできないことがあっても、笑われたりせず、お互いの考えに関心を抱き合うことができることですとか、考えを最後まで聞き、受け止めることなどが大事にされ、教師や友達との信頼関係が築かれている学校、学級であると考えてございます。

○佐々木委員

ドキュメンタリー映画でみんなの学校というのがありました。御覧になった方はいるでしょうか。大阪市立大空小学校では、どんな子供でも受け入れるとして、近隣校からも様々なケースを持った子供を受け入れているのです。結果的にはこの学校は不登校がゼロになりました。

その学校の様子を映画の中で見ると、授業中に廊下で自習していたりとか、ゲーム機を持ってきて遊んでいる子供がいたり、もちろん普通に教室で学習している生徒もいるのですが、まさに本当に子供たちがどのような学校なら行けるのか、そういう子供たちが自分はどうありたいのかというような、子供の主体的な意思を最大限尊重した教育の結果が、そういう結果になっているところが描かれていると私は感じました。今言っていた本当に望む学校の姿とも重なるものがあると思って聞かせていただきました。まだ見ていない方は、ぜひ一度、御覧いただきたいと思いました。

そこで、どうしてもお聞きしておかなければならないのですけれども、今回策定した目的、趣旨についてなのですが、昨年の児童暴行死の事案を受けての側面というのはあるのでしょうか。また、策定に当たって、あの事案を教訓に、特に留意した点などがあれば御説明ください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

小樽市不登校対応マニュアル作成の目的、趣旨でございますが、不登校につきましては、関係者がその要因や背景が多岐にわたるということを理解し、学校は、他職種の専門家や市教委、小樽市こども家庭センター、そして北海道中央児童相談所、警察などの関係機関と連携、協力しながら情報を共有した上で、児童・生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要であります。

これまでも児童・生徒一人一人に応じた対応をしてきたところでありますが、昨年度、本市の不登校であった児童が亡くなるという事案を受け、学校の取組や児童・生徒や保護者の支援、関係機関との連携について、これまでの指針に記載していた内容を改めて整理するとともに、新たに具体的な内容も追記し、本マニュアルを作成したところでございます。

留意した点としましては、市と市教委が校長会や関係機関である北海道中央児童相談所、小樽警察署とも協議を行い、作成する中で、学校の不登校児童・生徒及び保護者への支援の在り方について、関係機関との連携や情報共有などにつきまして、誰が何をするのかを具体的に示す内容とし、担任や学校のみで抱え込むことのないように、欠席日数や児童・生徒や保護者の状況に応じ、どこに相談するとよいのか、どのような流れで支援を進めるのかなど、学校と市と市教委、関係機関の役割を明確にしたところでございます。

○佐々木委員

痛ましい事件の教訓として、学校、それから市教委だけで抱え込まず、おっしゃっていただいたように、関係機関、地域等の連携、協力を一層進めていっていただきたいと思います。

また、関係機関の役割を強調しておられましたけれども、それを強調するあまり、縦割りになって仕事の押しつけ合いになるようなことにはならないように、十分お気をつけいただきたいということをお願いしてきたいと思います。

さて、小樽市不登校対応マニュアルの位置づけなのですけれども、学校がマニュアルどおり行うことを義務づける性質のものなのでしょうか。もしくはポイントを押さえつつ、各校において、子供に合わせてある程度融通を利かせても構わないものなのか、様々なケースを想定して対処法がこの中には示されています。

経験上、子供をそれに必ず当てはめるとしても、限らないのではないかと思います。自由度のない、制限に縛られた学校教員は、児童・生徒が毎日通いたいと思える魅力ある学校からはどんどん離れて矛盾してしまう感じがします。

このマニュアルの性質についてお聞きしておきます。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

不登校児童・生徒への支援におきましては、背景にあります要因を多面的かつ的確に把握した上で、早期に学校と市教委、関係機関が連携し、適切な支援を組織的に行うということが求められてございますので、早期に適切な支援につなげるというためにも、学校は、マニュアルに示している児童・生徒の欠席に応じた対応を組織的に行うということは大切であると考えますけれども、児童・生徒一人一人の対応につきましては、心身の状況や保護者の願いなどを踏まえた上で、柔軟に行っていく必要があるものと考えております。

○佐々木委員

先ほど示された速報のあった児童・生徒数についてからお聞きしたいのですが、1クラスの中に、そうした複数の対象の児童・生徒がいるのは何学級あるのでしょうか、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

先ほどの人数の中からということでございますので、6月20日時点で速報のありました児童・生徒の数からお答え申し上げますと、28学級となっております。

○佐々木委員

28クラスで複数の子供がいるという現状だということです。

速報という話もあったところなのですけれども、一方、先ほどからこうしたマニュアルの中にある学級担任、もしくは学校の提出書類の量についてお聞きしたいのです。

このマニュアルの最後のところに載っております参考資料1から4の書類が載っておりますが、誰がいつ記入して提出することになっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

マニュアルに掲載しております参考の資料1から4ということで、誰がいつ提出するのかということについて申し上げますと、資料の1は、協議シートでございまして、校内のケース会議における記録シートとしてございますので、提出の必要は求めておりません。

資料の2、不登校の状況について（速報）は、連続欠席7日目、または断続欠席10日目に達した際に作成し、小樽市教育支援センターに提出するものとなっております。

資料の3は、欠席状況報告書兼個別の指導プログラムでございまして、不登校等を理由として、連続7日以上、または断続10日以上欠席があった児童・生徒について、該当があった場合に作成し、学校教育支援室に提出するものとなります。

資料の4は、現認ができない児童生徒報告書でございますが、児童・生徒本人と直接会うことができず、登校日で連続欠席30日に達した際に作成しまして、小樽市こども家庭センターに提出するものとなります。

なお、各様式の作成者につきましては、市教委で定めてはございませんので、各学校の判断となりますが、担任や生徒指導担当の教員、主幹教諭や教頭などが行っているものと承知してございます。

○佐々木委員

今の御説明で必ずしも担任だけが作るものではないというのは分かりましたけれども、マニュアルによると、さらに担任は支援計画等の作成、それから定期的な校内ケース会議の開催、またそれに参加するということだと思えますけれども、これに家庭訪問や保護者対応などが加わることになります。

さらに学校現場では、既にこの不登校対応だけではなくて、各分掌の会議、当然のように勤務時間外にまでそうしたものを含めて会議があります。放課後に教材研究をする暇もないのが現状で、さらに中学校の場合は部活動等も入ってくるという状況です。

こうしたことに全て担任が関わったとしたら、先ほどお聞きした複数の不登校児童、もしくは登校してこない児童・生徒がいる担任、二十数名が現状いるわけです。そうしたところで、対応の最前線、学級担任が疲弊してしまつては、マニュアルに書かれていることを実現しようと思つてもできないことにならないかが非常に心配です。

こうした教員、特に学級担任の疲弊について、市教委はどのようにお考えでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

委員の御指摘のとおり、担任が疲弊してしまうということは、やはり避けなければならないことであると考えてございます。そのためにも、本マニュアルにおきましては、校内の組織体制の整備の重要性を示しているところでございます。

不登校児童・生徒への対応におきましては、学級担任1人ではできないことも、他の教職員等とチームを組み、その中で役割分担し、場合によっては、関係機関等と連携を図り、それぞれが自身の役割を理解した上で、チームとして不登校児童・生徒を支援していくことが大切であると考えてございます。

○佐々木委員

ぜひ孤立することなく、学校もしくは市教委等でサポートをよろしくお願ひしたいと思います。

また、この対応について、必ずしも学校に戻ることだけが不登校の解決策ではないことが示されています。現在、様々な不登校支援の活動がなされている。文部科学省も通知を出して進めているようなのですけれども、子供の学習意欲喚起として、不登校児童・生徒が欠席中に行った学習の成績評価、評定については、どのように扱われているか、お聞きしたいと思います。

例えば、小樽市教育支援センター登校支援室で学習している場合の扱い、また、通信端末を使つてのICT活用学習を家庭で行っている場合、また、フリースクールの登校の場合など、いろいろな条件があると思うのですが、それらを含めて現状をお知らせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

教育課程に関することでございますので、ここは、基本的には各学校長が判断するものと承知してはおりますが、御指摘のとおり、令和元年10月の不登校児童生徒への支援の在り方についての文部科学省通知を受けまして、本市においては、学校外の公的機関や民間施設等において相談、指導を受けたり、自宅でICT等を活用した学習活動を行ったりする不登校児童・生徒に対し、関係機関等の学習活動及び自宅におけるICT等を活用した学習活動が、指導要録上の出席扱いとするにふさわしい学びとなっているかを学校が判断する目安としてのガイドラインを令和2年に作成し、各学校に通知してございます。

本ガイドラインにおきましては、評価につきまして、学習活動の成果を評価に反映する場合を学校が把握した関係機関等における学習の計画や内容、ICT教材等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし、適

切と判断される場合と示しており、一人一人の学習について、学校と家庭、関係機関が十分に連携を図ることが評価では必要であると考えます。

小樽市教育支援センター登校支援室に通級しております児童・生徒は、あくまでも一例でございますが、定期テストを登校支援室で行い、評価に反映させる、ワークブックと教材の課題を行って、提出するという事で評価とするなど対応していると承知しております。

また、1人1台端末を活用した学習も、学校は本人及び保護者の希望があれば対応してございますので、その内容によって評価につなげていくものと考えてございます。

○佐々木委員

そういう対応をしていただければ、子供たちもある面で本当に安心しているのではないかと思います。将来にもつながっていくだろうということで、これからも対応をよろしく願いいたします。

不登校児童・生徒は47都道府県に、ほぼ一定の割合で存在しているのです。これは、公教育の在り方になじめない子供が一定数いるとも読み取れます。教育内容の詰め込みだとか、年間授業時数増だとか、今やはり学校現場は、子供にとっても教職員にとっても非常に窮屈なところになってしまっているのではないのでしょうか。ゆとりを失ったこういう子供たち、教員がいると思います。

こうした不登校の背景に考えられる要因というのは、市教委とか学校現場などでどうにかするといっても、これはどうにもならないことだろうと思います。やはりそうしたことは、別のところできちんと考えていってということになるのです。そうした中で、小樽市内小・中学校での不登校児童・生徒に対応する対症療法的な役割は非常に大きいだろうと、特にこのマニュアルはある一定程度対応に苦慮する教員方の指針になるものだと思います。

ただ、市教委に望むことは、やはりまず学校の業務量総体を減らすということも必要であろうというので、その辺のところはよくお願いしておきます。

それと、がんじがらめにならず、問題解決には学校の裁量、教職員の裁量がある程度認めて、先ほどのドキュメンタリー映画みんなの学校のお話もさせてもらいましたけれども、子供の自主的な意思を反映できる自由な雰囲気のある学校を目指してほしいということをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

◎中学校部活動について

中学校の部活動について質問をいたします。

資料要求して資料を出していただきました。この資料のところの一つお聞かせいただきたいのですが、単純な見方で申し訳ないので、きっと理由はあると思うのですがけれども、例えば、男子バレーの北陵中学校を拠点校とする場所のところ、北陵中学校に9名いて、そして長橋中学校にも9名いるという状況であれば、単純に考えると、例えば拠点校の北陵中学校は別として、長橋中学校の9名は、単独校で部活動をやってもいいのではないのかと読めるのですがけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○（教育）教育総務課長

今御指摘もありました北陵中学校の拠点校の部活動についてでございますが、現状としては、1年生から3年生まで含めて9名という形になっておりますので、詳細を私どももきちんと押さえておりませんが、これにまた小樽市中学校体育連盟等が終わって3年生が引退すれば、また人数が減って、どちらか北陵中学校単独、長橋中学校単独は難しくなる場面も想定されますので、一応こういう一定程度の大きさのくくりで拠点校方式の部活動をやらせていただいているところでございます。

○佐々木委員

少し長い目で、この年だけ見ればこういうあれですけども、来年、再来年の部活動を考えればそういうことになるかと思えます。

それでは、拠点校方式を進める小樽市の中学校部活動の現状と展望、課題などについてこれからお聞きしてい

たいと思います。

現在、拠点校方式で活動している部活動の資料をこうして示していただきました。始めたときから見ると、文化系の活動も増えておりまして、中学生の皆さんの選択の幅が増えていることは大変よいことだと思います。

開始して3年目を迎え、特徴や傾向のようなものは見えてきましたか。参加生徒数や参加校の推移なども含めて御説明ください。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式による合同部活動は、令和5年度に運動系はサッカー、陸上競技の2種目、文化系は茶道の表千家と裏千家の2種目の計4種目で開始し、参加生徒数は121名、参加校は11校でした。

令和6年度は、運動系で男子バレー、女子バレー、軟式野球の3種目、文化系で華道、箏曲の2種目を増やしまして、計9種目で実施し、参加生徒数は202名、参加校は10校となりました。

令和7年度は、英会話部が増えて、種目数は10種目、参加生徒数は242名、参加校は10校となっております。全体として市内の生徒数が減少している中でも、種目の増加とともに、参加人数が増加しているという状況でございます。

○佐々木委員

非常に拠点校方式が進展していることが分かる数字で御説明いただいたと思います。

市教委として、今のようなことを押さえながら現状をどのように評価されていますか。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式を実施したことによる効果といたしましては、生徒にとって部活動の選択肢が広がり、希望する部活動に参加できるようになったことや、専門性が高い指導員に指導を受けられるようになったこと、タクシーによる送迎を行ったことにより、部活動への参加者が増えたことが効果であると考えております。

○佐々木委員

参加生徒や保護者、教員、部活動指導員からの反応はどうでしょう。よい点や課題などがあればお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式についての反応につきましては、生徒からは、自分が希望する部活動ができるようになった、拠点校への移動の際にタクシーにより送迎等を行っているので、非常に助かっているという意見があると聞いております。

また、保護者からは、子供たちがやりたいと思っている活動を選択することができるようになったという意見があると聞いております。

令和6年度に新設した華道、箏曲の指導者からは、なかなか若い人に興味を持ってもらう機会が少なかったが、部活動にすることによって、興味を持ってもらい、裾野が広がっているという意見を聞いております。

教職員からは、これまで生徒が選べる部活動が少なかったが、拠点校方式により、生徒が好きな部活動を行うことができるようになり、また人数も増えて、活発な活動ができるようになったという意見や、事務的な手続が増えているという意見も聞いております。

○佐々木委員

例えば、運動系の部活動になりますけれども、この拠点校方式の部活動の北海道・全国中学校体育大会での活躍などはどのように見えていますか。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式で行っている部活動で全道大会に出場しているものとしては、令和5年度、令和6年度では、陸上部で出場しているものがございます。

○佐々木委員

団体競技などでもどんどん力をつけてきてくれると思います。

文化系の活動についてお聞きます。資料を見ても多彩になってきましたし、それから先ほど説明があったように、顧問の方、持っていただいている方からもそういう非常に肯定的なお話を伺いました。

活動の様子を発表する場、私たちもこんなことをやっているということが見えるような場があればと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

文化系の拠点校方式の部活動の発表の場といたしましては、茶道では小樽市総合博物館運河館で行われたイベントのお茶会に参加していたり、箏曲では、琴なのですが、こちらは小樽市民センターで行われた演奏会に参加したり、華道では小樽市文化祭に作品を展示したりしているところでございます。

○佐々木委員

そういう発表の場もあるということですね。

ところで、参加の際にかかる費用について、平日の部活動参加のためにタクシーで送迎する費用支出事務を市教委が行っているそうですけれども、拠点校方式だけに限った話ではないのですが、そのほかの例えばユニフォーム代、道具代、土日の練習試合などの交通費、文化系では材料費など、これらについてかかることだと思うのですが、この補助等についてはどのようになっているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式での部活動に関して言いますと、平日での部活動の部分に関しましては、部活動への送迎につきまして、放課後の活動時間が限られていることもございまして、教育委員会で費用を負担してタクシーで在籍校と拠点校の送迎を行っております。

また、拠点校方式により、チーム名が変わる場合については、教育委員会で新たにユニフォームを作成しております。

委員からお話のあったそのほかのものについては、補助は行っていない状況でございます。

○佐々木委員

前からお願いしていることであるので、拠点校方式に限ったことではないのですが、やはり部活動に参加するのに、経済的な家庭の状況で、そちらに費用が回せないということで、活動に参加することを諦める生徒がいると聞いております。できれば、多くの生徒が、自分がやりたいと思ったものに参加できるような、そういう体制を整えられるように、これからもお考えいただければとお願いしておきます。

ところで、平日のタクシー利用について、市内の高齢者から、平日の夕方にタクシー利用ができないと、部活動の送迎で専用的に使われてしまっているからではないかという声が届きました。

現状の運転手不足等で大変な折だとは思いますが、実態としてどうなのか。また、事実としたらその対応策はどうなっていますか。

○（教育）教育総務課長

今、委員からお話のございましたとおり、部活動の送迎でタクシーを利用してございまして、利用が多い曜日もございます。こういったことがあるため、タクシーを教育委員会で予約する際には、予約が一つの会社に集中しないように、市内の各タクシー会社に分散させて予約を行うように対策を行っているところでございます。

○佐々木委員

対応をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、この拠点校方式のもう一つの目的である、この取組を進めてきたことで、教員の負担は減ってきているのでしょうか。具体例があれば示してください。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式を行うことによって、生徒に対しては、部活動の選択肢を示しつつ、市内全体としては各学校で実施している部活動を減らすことができていると考えております。これによって、教員の負担軽減につながっているものではないかとも考えておりますが、拠点校の中には、拠点校だけの教員だけではなく、他校の教員にも指導に参加してもらうなど、分担しながら指導を行えるような形を取りまして、負担を軽減するような取組も行っているところでございます。

○佐々木委員

この取組というのは、本来、部活動の地域移行を目指しているはずなのです。

小樽市では、拠点校方式により、地域移行は進んでいると見ていいのでしょうか。また、今後の移行の方向性をどのように展望しているのか、また、そのためのポイントになることはどういうことなのか、御説明ください。

○（教育）教育総務課長

学校部活動については、部活動改革として地域移行、今、地域展開という名前に変わりつつあるところはあるのですが、地域展開を目指していくことを最終目標としております。それで、令和5年度からは、まず地域展開に向けた前段階として、各学校で行っていた部活動を拠点校方式の合同部活動で実施しております。

一部の種目につきましては、地域展開に向け、団体等と協議を進めていくこととしておりまして、手法や課題などについて、今後、協議していきたいと考えております。

現時点で地域展開を進める上での課題としては、継続的に活動を続けていける受入れ団体や指導者の確保と、保護者等の費用負担が必要になることなどを考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎公立高等学校配置計画案について

初めに、公立高等学校配置計画案についてお聞きしたいと思います。

2028年度に、小樽桜陽高校が5学級から4学級に1学級減ることになってはいますが、この理由の説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

道教委からは、公立高等学校配置計画案の14ページに記載されておりましたとおり、令和7年度と比較して、令和8年度から14年度までの小樽市の中卒者の減少数が188人と、大きく減少するという見込みでありますので、学級減は避けられない状況であるため、生徒の進路動向や学校、学科の配置状況、各学校の在籍状況などを勘案して、小樽桜陽高校で1学級減となったものとお聞きしております。

○松井委員

2028年度からということで、2028年度の新入生の受入れが4学級になるということではよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

委員の御指摘のとおり、2028年度からの新入生の受入れが4学級となる計画となっております。

○松井委員

では、2028年度の2年生、3年生は5学級のままといいことでよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

2028年度の2年生、3年生は5学級のままとっております。

○松井委員

現在の小樽桜陽高校の在籍生徒数をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和7年5月1日現在の小樽桜陽高校の在籍生徒数は、第1学年が200人、第2学年が180人、第3学年が194人、合計574人となっております。

○松井委員

今、1年生が200人いるということは、最大で1クラス40人ですね。

では、小樽市としては、1学級減ることについてどう考えているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委といたしましては、毎年4月に行われている公立高等学校配置計画地域別検討協議会や、後志教育局との打合せなど、機会あるごとに、市内高等学校の学級減については、特段の配慮が必要であり、特に普通科の維持については管内の普通科志望の生徒の受皿として要望が多いことから、調整を慎重に検討していただきたいと訴えてきました。

市内高等学校の学級の維持について強い要望がある中で、急速な生徒数の減少を受け、今回、小樽桜陽高校の1間口減少の計画が示されたことについて、市教委としては残念な形になっていると考えているところでございます。

○松井委員

慎重にしてほしいということで要望はしてきたが、残念だということなのですけれども、私も残念だと思います。

やはり生徒が減る見込みだから学級を減らすことになっていきます。今、高校の1学級、先ほど1年生は40人とおっしゃっていましたが、定員は40人なのです。コロナ禍も経験して、やはり少ないほうがいいのではないかといいことで、小・中学校35人学級に進んだわけです。それがもっと体の大きくなった高校生が教室に40人、さらに今、高校はまだ窓用エアコンですので、その中で暑いし、かなり窮屈な状態で、かわいそうだと思います。

北海道という話にはなりますけれども、地域の高校の話ですので、教員からもお話を伺いますが、やはり部活動とか保護者対応、授業準備など教員は遅くまで帰れない状況だということもお聞きしています。

生徒の学習環境のためにも、また教員の労働環境の改善のためにも、学級数を減らすのではなくて、定員を減らして、少人数学級を進めるべきだと思いますけれども、このことで答弁は難しいと思いますので、これで終わります。

◎議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案についての個人市民税なのですが、特定親族特別控除についてお聞きします。

そもそも創設となった理由についてお示してください。

○（財政）市民税課長

この控除制度は、19歳以上23歳未満、大学生世代の子供を持つ保護者等の税負担を軽減すること、大学生等の就業調整に対応することを目的として創設されたものと考えております。

○松井委員

そうしましたら、例えば、19歳未満の高校生などがアルバイトで収入を得る場合、それを扶養する親はこの対象になるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

この控除につきましては、19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合と限定されておりますので、高校生でアルバイトなどされている方であっても、19歳未満の扶養親族であれば対象とはなりません。

○松井委員

高校生は対象にならないということですね。

例えばなのですけれども、令和7年中のアルバイトでの給与収入が控除を受けられる最大値188万円である方を扶養する人は、住民税でどれくらいの減税になるか、お示してください。

○（財政）市民税課長

今、対象の年齢の子供の給与収入が188万円ということで、御質問がありました。

この給与収入が188万円で、ほかに収入がないとした場合、今回のこの特定親族特別控除額が3万円となります。単純計算になりますが、住民税所得割が発生する方の場合、道民税、市民税を合わせて約3,000円の減額となります。

○松井委員

年間で約3,000円の減税ということですね。

では、令和7年中の収入が123万円の場合、所得税は課税されないということになりますけれども、住民税についてはどうでしょうか。

○（財政）市民税課長

住民税の非課税基準が扶養人数、本人の状態によっても異なりまして、一概には言えませんけれども、一般的に扶養人数がゼロで、給与収入が123万円の場合、住民税は課税となります。

○松井委員

住民税は課税されるということですね。

次に、たばこ税をお聞きしたいと思います。

今回、課税方式が具体的にどのように変わるのか、お示してください。

○（財政）市民税課長

現在は、紙巻きたばこへの本数換算に使用しているのが価格要素と重量の両方なのですが、今回の改正では、価格の要素を廃しまして、重量のみで換算する方式に見直しされます。

○松井委員

では、段階的な実施ということですが、スケジュールはどういうふうになりますか。

○（財政）市民税課長

激変の緩和措置としまして、令和8年4月1日と10月1日の2回に分けて、その日から、売渡し等が行われる加熱式たばこの課税標準を段階的に引き上げるようになっております。

○松井委員

2段階で引き上げることで、市たばこ税の税収はどのくらいの増収につながると試算していますでしょうか。

○（財政）市民税課長

今回の換算方式の変更によりまして、課税標準本数が増加して、増収につながる要素はあるのですが、増税による負担感の増、健康志向によるたばこ離れ等で、たばこ全体の消費量の落ち込みというのも予想されるところでございまして、効果は限定的と考えております。

また、市では、製造事業者等からの申告に基づいてたばこ税を課税しているところ、申告は紙巻きたばこに換算後の本数でなされるため、申告本数における加熱式たばこの割合について把握しておらず、現時点では、具体的な影響額の積算といったものは難しいと考えております。

○松井委員

それでは、紙巻きたばこも含めて、今後のたばこ税の増税について分かればお聞かせください。

○（財政）市民税課長

令和7年度の税制改正の大綱によりますと、今回の加熱式たばこの課税標準の引上げの後、国のたばこ税においては、たばこ税の税率そのものを令和9年から11年にかけて、3回に分けて段階的に引き上げるとしているのですが、地方たばこ税については、そのような記載がありませんので、今後の動向については注視してまいりたいと考えております。

○松井委員

今回、大学生の年代の子供がいる親などの負担を軽減するためということで特定親族特別控除が創設されました。控除額の引上げ自体には反対しませんが、103万円の壁というのは、税制のゆがみの一部にすぎないと思うのです。負担軽減は限定的で、先ほど約3,000円というお話もありましたが、物価上昇には到底追いついていないと思います。本来なら、大学生がアルバイトをしなくても、学費や生活費の心配をしないで勉強に専念できるという環境こそ必要であると考えています。

◎議案第12号工事請負変更契約について

次に、議案第12号工事請負変更契約についてです。

先ほど、第1回定例会の工事請負変更契約の報告がありましたけれども、労務単価と蘭島支所の関係でしたけれども、それぞれどのくらいになるのか、お聞かせください。

○（消防）澤本主幹

令和7年第1回定例会において承認されました後志共同消防指令センター整備工事に係る契約金額は12億6,654万円でありましたが、先ほどの議案第12号の御説明のとおり、整備工事費が12億8,152万2,000円となり、1,498万2,000円増加しております。

この増額の内訳につきましては、令和7年の公共工事設計労務単価の改定により、上昇した工事費の増額が693万6,000円、消防署オタモイ支署蘭島支所の廃止の凍結により、設置することとなった消防指令システムの機器及び工事費が合わせて604万6,000円となっております。

○松井委員

◎議案第16号動産の取得について

次に、議案第16号動産の取得について、今回取得する救助工作車Ⅱ型というのはどういう車両なのでしょうか。また、どこに配置されるのか、併せてお願いします。

○（消防）警防課長

救助工作車Ⅱ型についてですが、まず、救助工作車とは、交通事故や災害現場において、人命救助を行うため必要な資機材を積載した車両となります。救助工作車は、国が定める緊急消防援助隊設備整備補助金交付要綱で、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型に分類されており、本市が更新する救助工作車Ⅱ型は、最大吊り上げ能力2.9トン以上のクレーン、最大張力5トン以上のウインチ等の設備を有する車両となります。

なお、本車両は、勝納町の小樽市消防署に配置され、機動課救助小隊が運用するものです。

○松井委員

◎教育について

次に、教育についてお聞きします。

教育費についてです。

代表質問でもさせていただきましたけれども、中学生で研修費に2万8,000円程度のお金が必要となっておりますけれども、経済的な理由で行けない生徒がいるとしたら、体験格差になって本当に残酷なことだと思うのです。

令和6年度に中学校で宿泊研修を欠席した生徒数と、欠席理由が分かればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和6年度の中学校の宿泊研修の欠席者数は24人で、その理由としましては、不登校傾向の生徒であったり、宿泊することに対する不安や体調不良であったと学校から報告を受けております。

○松井委員

24人の生徒が欠席したということで、事前にお聞きしましたら、宿泊研修に欠席した24人のうち準要保護家庭の方が13人で、要保護家庭の方が2人とお聞きしています。

欠席した半分以上に当たる、合わせて15人が準要保護、または要保護家庭の生徒ということで、中学校では、準要保護と要保護生徒の割合は全体でどのぐらいになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和7年5月1日現在の数字ではあるのですが、本市の中学校の準要保護の割合は20.4%、要保護の割合は3.6%となっております。

○松井委員

これが全体の準要保護と要保護生徒の割合ですけれども、欠席した生徒は5割以上ということになります。

先ほど、理由は体調不良ということもありましたけれども、体調不良とは報告されていると思うのですが、不登校もいらっしゃるのですけれども、実際のところ、やはり経済的などところが大きいのではないかと私は推測します。

ところで、学校教育法は、経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとしています。

小・中学生がお金の心配なく学校に通うことができるように就学援助制度があります。入学金や入学準備金、PTA会費、給食費などを支給される品目がありますけれども、この中で校外活動費について、小樽市の中学校の援助内容についてお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

中学校の就学援助費で校外活動費は、宿泊を伴うものにつきましては、交通費と見学料の合計で上限が6,210円、宿泊を伴わないものにつきましては、同じく交通費と見学料の合計で、上限が2,310円となっております。

○松井委員

中学生の宿泊を伴う校外学習費、先ほど、宿泊研修費をお聞きしましたけれども、これに当たると思うのですが、6,210円が限度です。先ほど、中学生は宿泊研修で2万8,000円程度が必要という数字からしますと、やはり就学援助があっても残り2万2,000円程度は、家庭の負担になるのです。大きな負担ではないかと思えます。これが欠席生徒の半数が準要保護家庭になるのではないかと思うのです。

就学援助では、修学旅行は実費支給になっています。ただ、宿泊を伴う校外活動費は6,210円が限度の交通費見学料実費額になっているのですけれども、なぜ宿泊代が就学援助の対象とならないのかと思うのです。

義務教育ですので、体験格差をつくってはならないと思いますので、修学旅行同様に実費支給ができるようにするべきだと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

就学援助費の宿泊研修につきましては、国が示した交付要綱の中に対象範囲が決まっております、宿泊研修の宿泊代は対象とはなっていないところでございます。

○松井委員

では、そこを市費で検討することはできないのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

宿泊研修費の負担軽減につきましては、限られた財源の中での予算措置となってしまうことから、宿泊研修費だ

けではなくて、予算全体でどの事業を優先させていくのか、慎重な検討が必要であると考えております。

○松井委員

次は、オンライン学習の通信費についてお聞きしたいと思います。御家庭にWi-Fiがないらしくて、子供の友達が家に来て端末を使っているということを保護者の方から聞いたことがあります。Wi-Fiのない家庭に対しての支援というのは何かあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

インターネット環境のない家庭に対する支援としましては、御希望の御家庭に対して、Wi-Fiルーターの貸出しを実施しているところでございます。

○松井委員

ルーターの貸出しはしているけれども、接続のWi-Fiについてはどうですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

Wi-Fiのルーターの貸出しはしておりますけれども、SIMカードを含めた通信費というのは、補助はしておりません。

○松井委員

やはり通信費も結構高いのです。オンライン学習の通信費についても、今、1人1台端末を持たせて、学習環境に欠かせないものとなっています。

これもせめて就学援助として検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

これまでも協議してきたところではあるのですが、オンライン学習費に限らず、就学援助費の費目の拡大につきましては、就学環境が厳しい子供たちの現状を少しでも改善していく必要があるものとは認識しているのですが、就学援助の品目の拡大に関してなかなか厳しいという状況もありますので、今後も引き続き市長部局等とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

○松井委員

ぜひ協議をよろしくお願ひしたいと思います。

このオンラインの関係でもう一つお聞きしたいのですが、不登校の生徒が勉強も好きだし進学もしたいと考えているのだけれども、朝学校に行こうとすると吐いてしまったりということで、登校するのが難しいというお話を聞きました。

そういう生徒がオンラインで授業に参加することは可能でしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

不登校など登校が難しい児童・生徒のオンライン授業の参加につきましての御質問でございますが、学校の対応としては可能でございます。

○松井委員

では、そういう場合、どういう方法で対応されるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

オンラインでの授業の方法についての御質問でございますが、黒板が映るような配置で機器を設置しまして、ライブで授業を配信するケースが多いと思っておりますが、配信中に、例えば教員が途中で質問したり、分からないことはないかということを確認するなど、双方向のやり取りをする。それから、参加する児童・生徒本人の状況にもよりますけれども、発言するなどの方法で行っているものと承知しております。

○松井委員

では、まずは学校と相談してもらったらいいいということですね。

次に、学習環境についてお聞きします。

昨年からエアコンが設置されました。夏の学習環境が大分よくなったと思うのです。

今、35人学級について進めていますけれども、小学校、中学校のそれぞれの35人学級についての状況をお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

35人学級につきましては、令和7年度では、小学校では全ての学年で実施されておりまして、中学校では、北海道の事業により、1年生の一部で実施しているところでございます。

また、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025では、中学校についても、令和8年度から35人学級の実現に向けた定数改善に取り組んでいくことが方針として示されておりまして。

○松井委員

では、今、小学校では終わって、中学校が進んでいく段階だということ認識しました。

教科書のサイズがB版からA版が変わって、さらに1人1台端末が加わったことで、児童・生徒の机が狭くなったということで、新JIS規格に机が変わる方針が出されました。

新規格の機の導入の進捗状況についてどうなっているか、お示してください。

○（教育）施設管理課長

新JIS規格の机への更新につきましては、令和4年度から6年度にかけて、小学校の普通教室の机と、小・中学校の特別支援学級の机を更新してございます。また、中学校の普通教室の机につきましては、令和7年度と8年度で更新する予定となっております。

○松井委員

では、小学校では終わったのですね。令和7年度、8年度で中学校ということですか。

新JIS規格というのは、縦と横でどのぐらい大きくなったものなのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

新JIS規格の机の変更によって、これまでの旧JIS規格と比べまして、縦が5センチ、横が5センチ大きくなってございます。

○松井委員

縦5センチ、横5センチで一回り大きくなったということですか。

やはりその分、その人数分、縦と横が広がるというわけですから、これまで以上に、一つの教室に35人というのは狭く感じるのではないかなと思います。これ、35人では多いのではないのでしょうか。多いと思いませんか。

○（教育）施設管理課長

新JIS規格の机への更新につきましては、全国的に進められており、本市においても小学校につきましては、先ほども申し上げましたとおり、既に令和4年度から6年度にかけて更新してまいりましたが、35人の学級において机が大きくなったことで、教室を狭く感じてしまうといったことで授業などに影響があるとは考えてございません。

○松井委員

机が大きくなったことでの影響は感じていないということなのですが、今、一番多いクラスで、何人なのか、小・中学校でそれぞれお答えください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和7年5月1日現在で人数が一番多いクラスは、小学校が35人、中学校が40人となっております。

○松井委員

では、今35人クラスとなっている児童の保護者のお話を聞きますと、やはり35人だと教室がもうびちびちだと。

児童の机の間を歩くには、大変窮屈な状態だとも聞いています。今、中学生は40人とおっしゃいましたが、さらに体も大きくなって窮屈だろうと思います。

例えば、年度途中で2人とか3人とか転入があっても、そのクラスで年度末までいくものなのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

学級編制の基準となるクラス数につきましては、各年度の4月10日現在で在籍する児童・生徒を基準として決定することとなっております。4月1日から4月10日の間で児童・生徒数に変更になった場合は、その増減に合わせて学級数を変更することとなっておりますが、4月10日より後に児童・生徒数の増減があっても学級数に変更はございません。

○松井委員

途中で生徒が増えてもそのままいくということです。

今、小学校では35人学級で、これから中学校で35人学級を目指していくというわけなのですけれども、先ほどお聞きしたように、机も大きくなっている。

その中で、一人一人の児童・生徒に目が届くように、また途中で転入があってもいいように、私は30人でも多いと思うのですけれども、市費で余裕を持って30人学級のクラス編制をするというのを考えてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

市費で30人学級を行うことにつきましては、仮に、令和7年5月の児童・生徒数で実施した場合、新たに教員が34人必要になるため、人件費が概算で年間3億4,000万円必要になり多額になることや、教員の確保が難しいことから実施することは難しいものと考えております。

○松井委員

今は、まず、教員の労働環境をよくして増やさなければいけないというのが一番の問題だとは思いますが、子供にとっても少しでも教員の目が届くような環境で勉強させてあげたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時20分

再開 午後5時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第12号工事請負変更契約については否決、議案第21号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については、採択を求め討論を行います。

議案第12号についてです。後志共同消防指令センター整備工事契約に関するものです。消防署オタモイ支署蘭島支所の廃止凍結については評価しますが、日本共産党は、住民に密着した安全、防災機能が遠のく懸念がある消防の広域化につながるものであるとして、後志共同消防指令センター事業には反対です。

議案第21号についてです。間もなく、広島、長崎への原爆投下から80年の節目の日を迎えます。核兵器をなくさなければならないというのは、国際社会で一致しているにもかかわらず、核保有国や核依存国は、核抑止論にしがみついています。米国のトランプ大統領がイランの核施設を攻撃した国際法違反の危険な武力行使に対し、日本政府はイランの核兵器保有を阻止するという決意を示したものだなどと、イスラエルや米国を非難するどころか、擁

護する姿勢を取っています。核抑止論の下で平和は成立しません。今こそ、地方自治体と市民が核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などの通院に行くためには、乗り継ぎをしなければ病院に行けません。公共交通の便数が減らされる中、さらに保健所などの公共施設がウイングベイ小樽に移転されたことで、一層不便な状況になっています。市の側にも住民が安心して施設まで行ける環境を整える責任があると考えます。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割を果たしています。地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。物価高騰の加速で子育てをする世帯の生活は困窮さが増えています。小樽市PTA連合会からも給食費を含む教育費、保護者負担軽減への要望が寄せられています。その要望に応えるべきです。学校給食は無償を基本とする教育の一環であり、本来なら国の予算で無償化を進める必要がありますが、国に必要性を訴え、無償化を進める上でも、まずは自治体として先行して子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第21号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、議案第12号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。